

第六十三回国会
衆議院
内閣委員会
議録 第十二号

昭和四十五年四月九日(木曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君

理事 佐藤 文生君

理事 塩谷 一夫君

理事 伊藤惣助丸君

理事 阿部 文男君

理事 加藤 陽三君

理事 阿部 兵輔君

理事 堀田 政孝君

理事 石橋 政嗣君

理事 佐藤 綱樹君

理事 横路 孝弘君

出席國務大臣

外務大臣 愛知 揆一君

國務大臣 荒木 萬壽夫君

行政管理局長 河合 三良君

行政管理局長 岡内 豊君

監察局長 鶴崎 敏君

防衛施設庁長 長坂 強君

防衛施設庁長 竹内 黎一君

防衛施設庁長 佐藤 正二君

防衛施設庁長 遠藤 又男君

防衛施設庁長 沢木 正男君

防衛施設庁長 西堀 正弘君

防衛施設庁長 三宅 幸夫君

防衛施設庁長 三宅 幸夫君

防衛施設庁長 三宅 幸夫君

防衛施設庁長 三宅 幸夫君

防衛施設庁長 三宅 幸夫君

防衛施設庁長 三宅 幸夫君

防衛施設庁長 三宅 幸夫君

防衛施設庁長 三宅 幸夫君

防衛施設庁長 三宅 幸夫君

防衛施設庁長 三宅 幸夫君

防衛施設庁長 三宅 幸夫君

防衛施設庁長 三宅 幸夫君

委員外の出席者

建設政務次官 田村 良平君

建設大臣官房長 志村 清一君

建設省都市局長 竹内 藤男君

建設省河川局長 坂野 重信君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

建設省住宅局長 大津留 温君

委員の異動

四月八日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

委員の異動

四月八日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

委員の異動

四月八日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

委員の異動

四月八日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

委員の異動

四月八日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

委員の異動

四月八日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

委員の異動

四月八日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

委員の異動

四月八日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

委員の異動

四月八日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

委員の異動

四月八日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

委員の異動

四月八日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

阿部 文男君

堀田 政孝君

同日

達成をした、こういうことで、たいへん短時日に五十万戸という蓄積をされた。いろいろな問題があるわけでありすけれども、諸外国等に比べて、時間の短い経過の中でここまで努力をされたことにつきましては、野党の議員でございまして、御努力に対してひとつ評価を申し上げておきたいと思ひます。ただそれにいたしましても、五十万戸の戸数ができ上がりまして、なおかつ住宅の問題が深刻な問題として残つておるわけでありす。したがって、いわばこれまでの建設の過程を反省をし、総括をし、その中から問題を抽出しながら、将来の住宅建設に向かつて進んでまいりたい、こういう念願を持つておるわけでございます。そういうところから少しばかり問題を拾ひ出してお伺いをいたしたいと思ひます。

第一には、公団の住宅建設が進んでおるわけでありすけれども、各地にいろいろの問題が起つておる。その中で第一にお伺ひしたいことは、関連公共施設といひますか、住宅公団が大量に進出をしてくるにつれて、地元の自治体等との間に、たとえば小学校をつくる、中学校をつくる、こういうことについてしばしば問題が起つておるわけでありす。公団は、そういう公共施設について一体どの程度にやつたわけですか。本来住宅公団は住宅を建てればよいわけですから、施設は他の分野の、国なりあるいは自治体なりが当然負担すべきだ、こういう意見もあらうかと思ひますが、なかなかこの実態はそうはなつていない。したがって、そういう面についてしばしば問題が起つておる。具体的には小、中学校等の建設、しかも最初は用地を提供して小、中学校等も建てられるわけでありすけれども、入居される人たちがやはり子ども供さんが成長盛りの年齢の人たちが多いものですから、何年かたちますと、たちまちまた小、中学校等の増築等を行なわなくてはならない。そうなりますと、それが地元の自治体等にはたいへん負担になるわけでございます。そんなようなことも含めまして、関

連公共施設等についての公団側の御見解をまずお伺ひいたしておきたいと思ひます。

○林参考人 たいへん仰せになりましたごとく、公団は十五年たちまして、ようやく五十万戸をおかげさまで一応供給をすることができるようになって、やや一区切りのところになっておりますが、お話しのように、問題は一向解決しておりません。住宅問題は深刻でございますし、これはお話しのとおりいろいろ反省すべき点は深く反省をいたしまして、またいろいろ御指摘を受ける点は御指摘を受けまして、将来健全適切な道に、謙虚に、また大いに気を励まして努力をしななければならぬ時期と思ひ、さような心がけでもつてがんばるつもりでございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

さて、お尋ねの関連公共施設でございますが、木原さんよく御承知のように、初めのうちはわりに公団の規模も小そうございましたし、それからわりに大きな自治体の中に少し建てたということ、関連公共施設などほとんど問題がなかった。また自治体からも歓迎されるという状態であったのでございまして、最近御承知のようにいろいろ事情が変わつてまいりまして、大規模な団地をつくらなければ、どうしても住宅を多量に供給することができない段階になりましたのと、それから、したがって遠隔の地にこれを求めるということとなつてまいりました。そうなりますと、地方自治体は力も弱うございまして、それから公共施設といふものも不十分のところになつて、ほんとうに都市づくりのような形になるわけなんです。

そこで地方公共団体としては、そんな財政負担はできない、いかに法律上、制度上自分のほうに負担をいかにすることになつても、それではもう財政はもたない、将来において確かに繁栄をして、また税金が入つてきて収支償うとしても、さしたる十年間ぐらゐ動きがつかない、こういう声が非常に強くなり、それがいわゆる俗に言う団地お断りの原因になつておることも御承知のところと思ひます。

思ひます。

そこで方針をいたしましては、団地をつくりましたために団地住民が直接の受益をする、あるいは直接に必要だといふようなものは、公団側において金額負担する。しかしそれと既存の社会との間の関連したいろいろなものにつきましては、原則として法規上は当該自治体が負担することがたまたまございまいしうけれども、しかし同時に急激なその負担には耐えがたいという実情のあるものにつきましては、関連する必要な限度におきまして、公団が費用を負担するという方針をとつて、道路についてはこのよう、あるいは下水路についてはこのよう、あるいは汚水処理についてはこのようといふようなことに方針を立てまして、そして当該自治体と折衝をしてきめておるような状態でございます。重ねて申し上げますと、団地ができた、その直接の原因により、かつ団地の住民が直接受益をするといふようなものについては金額負担する。しかしながら双方に關係のあるといふようなものについては、一応のルールを立てておきますが、それに沿ひながら、実情に即して問題をそのつど解決していくという態度をとつております。

○木原委員 住宅局長さんお見えでございますけれども、いま総裁おっしゃいました、これは問題を大きく立てれば、公団は進出をしてくるけれども、総合的に欠ける面が多いのではないかと、いろいろ批判があるわけなんです。私が心配いたしますのは、もうすでに東京近郊等の自治体の中では、住宅公団お断りという自治体の声が強いわけなんです。表に出てるものは、小、中学校の建設の問題であつたり、あるいは道路、下水の整備の問題であつたりするわけなんです。あるいは団地ができて、その近接地域との格差が目立つとか、自治体にとりましてはもう御案内のとおりたくさん問題があるわけなんです。

そこで問題は、これはもう公団のやる範囲を越えていく問題が多いと思ひます。したがって、建設省としまして、たとえば学校については文部

省であるとか、あるいはその他の問題については自治省やその他の機関と、何かこの際にきちんとした話し合いといふかルールをつくつて、そして将来まだ団地造成は進むと思ひますので、自治体との關係におけるルールを確立するといふようなことはお考えではございませんか。

○大津留政府委員 先生御指摘のような必要をわれわれも十分痛感いたしまして、大蔵、自治、文部、厚生、建設、この五省で協定を結びまして、先ほど公団総裁が申しましたように、将来は住民税なり固定資産税の収入で大体まかなえるようになりますけれども、その間の十年なり何年なりのつなぎを埋めるという意味合いから、補助金を出し得るものは、補助の基準をなるべくそういう団地に当てはめやすいように運用いたしまして、補助金を出す。それから補助裏とか補助金が行かない分につきましては起債を認める。その起債も二十五年償還とか二十年償還といふことで行く。それから公団が負担するものは負担いたしますが、地元地方公共団体の負担分はございまして、補助金が来るまでの間、あるいは起債が認められるまでの間は、公団が立てかえをする。それからさらに起債も認められないほんとうの公共団体の負担になる分につきましては、十年間にわたつて立てかえて、十年間の制賦でお買い取りを願うといふようないろいろな方法を講じております。また、そういたしまして、起債の償還額も相当な額になりますから、それに対しては地方交付税でめんどうを見る、こういうような手段をいろいろ組み合わせて、学校の場合はこうする、保育所の場合はこうするといふようなルールが一応できております。

○木原委員 御指摘のような各省間の話し合い、これはけっこうだと思ひます。それにもかかわらず、早い話が、団地が出てくることによって、地元の自治体にしてみれば、団地から上る税収よりもはるかに上回るという問題が絶えずつきまといつておるわけなんです。ですから、表へ出る問題はそういうことでございけれども、なかなか自治体とし

ては負担が重たい、こういうことで、一時はずいぶん団地の誘致をやったりあるいは団地を歓迎するといふ風潮があったわけですが、最近では団地を迷惑がる自治体がふえてきた。そういうことであるだけに、出てまいります表の問題以上に、つまり一つの大きな町ができるわけですから、人口にしても一万とか二万とかという大きなものがばかっとできるわけですから、環境も一変いたしますし、その自治体内のいろいろな住民関係の問題も含めて、目に見えない問題もたくさんあるわけですね。そういう面についての国の配慮がどうもやはり乏しいのではないかと。表へ出てくる問題は、そのつど解決のめどをつけるにしましても、自治体にとってはたいへんやっかいな存在だ、こういうことになっておるわけです。そうなりますと、問題の解決のためのルールということをお願いしたけれども、それ以上にやはり町づくりについてのきちんとした何かがないと、そういう面について自治体を納得させることができない。一番心配いたしますのは、もしこういう形でいきますと、結局公団と自治体とのトラブルが絶えなくて、非常にこれから先の団地造成についての障害になっていく、こういう側面があると思ひます。したがって、これは主として自治省等との関係あるいは大蔵省等との関係に相なるかと思うのですが、それこそ将来構想を含めてもう少し地元の自治体が安んじて受け入れられるような、つまり問題が出てからそれは処理してやる、だからしんぼうせい、こういう姿勢ではなくて、もう少し積極的に、団地が出ていくことによって自治体も文字どおり発展するのだ、こういう構想を立てないと、なかなか説得しにくい面が出てくるのじゃないかと思ひますが、その点いかがでしょうか。

般来いろいろ関係各省寄りまして研究を進めておるわけでございます。まだ最終的な結論には至っておりませんが、中間的な段階では、地元の負担をより一そう軽減するために公団が持つとしますと、家賃にはね返る、あるいは分譲価格等にはね返りますので、公団も負担し得る限度ではさらに負担をふやしますけれども、大体解決の方向としては、いま御指摘のような国の補助金をふやすか、あるいは起債でめんどろを見る額をふやすか、あるいはその条件をよくするか、またさらには交付税でめんどろを見るかということ、おおむねそういう方向でさらに解決をしようということにいま進めております。

それからさらに基本的には、やはり地元の財政力の増強という意味から、そういう公団が進出し関連公共施設を整備されますと、その付近の地価は当然に上がるわけですね、その改善によつて。したがって、それに伴う固定資産税なり都市計画税もそれに応じて適正に課税するということがほんとうじゃなかろうか。そうしますと、地方公共団体の一般的な財政力もつくではないか、こういうことではないかという検討しておる段階であります。

○木原委員 もう一つ別の観点から見ますと、たとえば足の関係がしつちゅう問題なんですね。これは自治体というよりも、自治体も迷惑を受けるわけですが、せつかくの入居した人たちが、入居したけれどもなかなか足がない。場所によつては離れ小島になってしまう。第一、駅まで出るバスがない、あるいは駅等も、団地はできたけれども、輸送力は一方向増強しない、そういうような形でたいへん足の問題で悩んでいる。これは入居者の立場から見ますと、一体これだけの規模の団地を造成しておきながら、国のほうとしては足の問題は一向考えないで、建てればいじらう、こういうやり方じゃいかんということ、御案内のとおり各地で問題を起しておる、こういうことなんです、その辺はどうなんでしょう。足の問題全然考慮に入れないわけじゃないので

しょうが……。

○大津留政府委員 御指摘のとおり、団地建設で一番大事なのは足の問題、さらには水の問題もありまうけれども……したがって、団地建設にあたりましては、国鉄等に事前に連絡をいたしまして、国鉄の整備計画等ともならみ合わせて、それで団地の選定をする。さらに駅前広場の整備とかあるいは団地から駅までのバスはどこで受け持つてやるかというようなことをあらかじめ十分打ち合わせた上でやるわけでございますが、なかなか現実の問題として、団地の建設の速度と交通機関の整備あるいは駅前広場の整備あるいはバスの手当てといったものが、タイミングがずれるというようなこともありまして、入居当初には入居者の方々に御迷惑をかけているという事例があることはなほは申しわけないと思ひます。しかしだんだんそういうことが整備されて、しばらくの間のごしんぼうをいただいた後にはおおむね整備されている状況だと思ひますが、一番肝心な点でございますから、なお今後とも十分連絡をとりながら進めてまいる、こういう考えでおります。

○木原委員 それはおっしゃるとおりだと思ひます。ただそれにしましても、明らかに突如としてそこに通勤人口にして一万くらいの人が入る。ところが特に国鉄の場合には、それはいいとしても詰める条件がありますからまだいいのですけれども、私鉄関係だとあるいは私鉄の経営するバス関係というのは、相手が私企業でありますから、話はあつたのでしうけれども、路線が確立するまでの間には文字どおり時間がかかつてしまふ。しかしもう生活が始まっているわけですから、これは自治体なり関係者は多いと思ひますけれども、その間どうにも手の打ちようがない。それは過渡的なことだと思ひます。何年かたてばそれはおのずからそれに基つて輸送機関を整備されていく事情は私もよく知っておりますけれども、しかし一年なり二年なりの間というもの、文字どおり離れ小島に落ち込んでしまつたよ

うな形。そういうものが自治体なり、ひいてはこれはどの議員さんもそうですけれども、地元の議員等のところは陳情が来る、そういうことを繰り返しているわけですね。ですから、住宅の建設は急がなければならぬという条件は一方にあるわけですが、しかしながら、それにしてもやはりまずこれだけの、何といひますか、鶏小屋をつくるわけじゃないのですから、生活の条件なり何なりというものは、つまり団地から外へ向かつて、あるいは団地造成に伴う社会生活の広がりの中に関連する施設等についても、これはやはり十分配慮をしていかないと、せつかくの団地というものが、いま申し上げように自治体からもきられる要因の一つにもなる。入居者にも不便を与える。さまざまな社会的なトラブルを起す原因になっておると思ひます。したがって、局長さんのおっしゃる通りに、一定の期間の経過の中であとを追つて整備をされる、確かにそうなんです、しかし、何といひますか、むずかしいこととすけれども、やはりその方面の条件も整えてから団地の造成をやるという姿勢は、ぜひとも確立してもらいたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○大津留政府委員 私どもも住宅を早くたくさんつくれという御要請を受けてやっておるわけでございます。したがって、ともすれば早く家をつくらうということのために関連施設のほうがおくれがちだということ、ただいま御指摘になりましたこと、十分肝に銘じまして今後一そう努力したいと思ひます。

○天野委員長 この際、行政管理局設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。他に質疑もないようでありますから、これにて質疑は終了いたしました。

○天野委員長 これより討論に入るのであります

が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。木原実君。

○木原委員 もう一つお伺いしたいのですが、これまで御案内のように、いま公園で建てていらっしゃる住宅の平均的な二DKといいますが、つまり居住規模の問題がやはり出てきていると思うのです。これはどういふふうにお考えですか。一方では依然として、戸数をたくさん建てる、こういう要求があり、そういう線の方針があると思うのです。しかし居住された人たちはしばらくすると、たいへん居住の規模が狭い、こういう側面と、二つ問題が出ておるのは御案内のとおりです。これはどういふふうなことで対処されようと思われるのですか。

○大津留政府委員 御指摘のとおり、私どももいたしましても、数もたくさん建てたいし、その一戸の面積もしかるべき規模を維持したいというところで、いつもそこでどういふふうに割り切るべき

か悩むわけでございますが、だんだんと所得水準も上がってまいりますし、したがって規模も年々少しづつでもふやしていく必要がある。こういうことで本年度の予算におきましても、前年度に比しまして大体一ないし二平方メートル公園につきましまして増加しているような次第でございます。来年から始まる第二期五カ年計画におきましては、ちょうどその時期が戦後のベビーブーム期の若い人たちが結婚する時期に当たりますので、そういう人たちに住宅を用意するという数の必要も非常にございます。しかしいまおっしゃったような質の向上ということに、次の五カ年計画ではあわせて主要な重点を置きまして計画を立てていきたい、こういうふうな考えでおります。

○木原委員 そうしますと、間取りのほうも少しづつ大きくしていかう、こういうことですね。これはなかなかむずかしい問題ですけれども、戸数をたくさん建てるという要求、しかし現にすでに五十万戸の中に大ぜいの人たちが住んでいるわけですが、それらの人たちのいろいろな調査を見ましても、初めはよかった、しかしおむね入居して一年とか二年たちますと、たいへん狭い、子供がだんだん大きくなって、そのために特に賃貸の場合には、そこに定住をするというのか、つまり入居者の人たちの腰が落ちつかないわけですね。そんなような問題が出てくるし、これは住宅条件から来る、何というか、それらの人たちの生活条件を左右する大きな問題だと思ふのです。

そんなような側面がありますので、なかなか割り切つてやることはむずかしいと思ひますけれども、しかしせめて広げていくという方向で、あわせて量もつくっていく。公園が発足をした十数年前に比べましたら、おっしゃる通りに確かに経済条件も違つてはいるわけですから、また予算の規模も違つてはいるわけですから、そのほかにいろいろの困難な条件も加わつておられますけれども、しかし十五年たったという実績の中からは、少なくともこれからのものについては一回り大きいものを建てて、入居した人たちがそこで安心して子供さん

育てるように入居の条件を整えて、要すれば定着をしていくという条件を整えていく必要があるのではないかと、こういうふうにご感ずるわけですか。これはあわせてお伺いするわけですが、これは古い建物だんだん悪くなつていくのは、これは時の経過ですからやむを得ないのですが、スラム化していくという条件があるわけですね。おっしゃったように居住規模が非常に狭いというふうなこともありますが、西洋長屋だなどという悪口もありましたけれども、だんだんとスラム化していくという心配が出てきておられます。そういう一定の年限がたつたものは建てかえていくのかあるいは思い切つた補修をしていくのか、こういうことにも関連をしてくると思うのですが、その点については何かお考えがございしますか。

○大津留政府委員 先生のおっしゃるとおりでございます。できるだけ質の向上もあわせて進めてまいりたい、こういう基本的な考えでおります。

古い住宅がスラム化するじゃないかという御指摘でございますが、公団のアパートは御案内のように団地内で適当な間隔で建てておりますから、団地としての環境は悪くないと思うのです。ただ一戸一戸の住居の面積がおっしゃる通りに狭い、したがって非常に窮屈な思いをして生活している。したがって非常に家族がふえまして、公団の賃貸住宅の中で大きいほうにおかわりいただくということもやっておりますけれども、これも大きい住宅がそう数多くないという点のために御希望どおりには沿ひ得ません。

なお、将来は、おっしゃる通りに古くなったものは建てかえるということも思ひ切つてやりたいと思ひます。また建てかえに至らぬまでも、住宅の需要関係が相当緩和された晩におきましては、壁を適当にあげまして二戸を一戸に使う、そういうこともいま研究はしております。十五年前に建てましたものは、おっしゃるやうにあと十年か二十年もすれば建てかえたほうが賢明だという時期が来ようかと思ひますので、そういう点もあわせて

研究いたしてまいります。

○木原委員 私どもはそういう時期が来つたあるという感じを抱きますし、それから狭いということからくるいわば社会的な影響、そういうことも非常に心配をするわけなんです。これは局長おっしゃいましたように、何かそういう策を立てて対処をしていただきたいと思います。

あわせてましてついでお伺いしますけれども、一方では量の問題があるわけですね。相変わらず入居を希望される方が多くて、それだけ需要が多いわけですが、この入居の方法については公団のほうでもずいぶん御苦労なさっていると思うのですが、くじ引きという方法ですね。いつの間にか習性になつて、宝くじか団地の当たりくじかというふうなことになつていくのですが、このくじというのはいまだにへん公平なやうで実はたいへん不公平な面もあるわけですね。これをたとへば住宅の困窮度というやうなもので幾つかのグループをつくつて、そのグループの中でのくじ引きにしていくとか、困窮度のはなはだしく高い層の人たちに対してはグループとしての割り当てを多少ふやすとか、こういうやうなことぐらいはせめてできないものでしょうか。いかがでしよう。

○大津留政府委員 国が住宅政策として公団住宅なり公営住宅を建てますからには、その入居には、おっしゃるやうにほんとうに困つておる人から入居していただく、本来そうあるべきだと思います。そこで、公営住宅におきましてもできるだけ、たとえば母子世帯とか身体障害者の方とか、あるいは災害を受けた方はもちろんでございますが、そういうやうな方を特別に優先して入つていただいておりますことでございます。その他一般の住宅困窮者の方々にしても、できればおっしゃるやうに、一つ一つその困窮度、困り度合いを算定して、その困り度合いの高い方から入つていただくというのが理想でございますけれども、事務的にいいますと、実際上なかなかそこまで手が回りかねていくという状態でございます。しかし公営住宅では逐次地方公共団体でそう

いうことを準備いたしましてやるように指導しておりますし、公団につきましても、いまの災害を受けた方とかあるいは公営住宅の入居資格を失って移ってこられる方とか、その他優先的に扱うグループもございまして、一般の方につきましてもおしやるとおり抽せんをやっております。これも数が非常に多くて、いままなか手回りかねて、やむなく抽せんというところでございしますが、これもできるだけそういう方向に近づくように、いろいろ研究を進めたいと思います。

○本原委員 人手がないのでやむなくということですが、身体障害者の方とかそういう条件の方に対しての施策が別にある、これは私も了承するわけですが、人手の問題もあると思うのですが、もしかりに困窮の度合いをはかるということになれば、場合によればやはり自治体の長の証明なり何なりということでは、はかたやればやれるのじやないかと私は考えるわけです。しかしいざいざしても、一律くじ引きというのはいへん公平なようにうで反面やはり弊害があると思うのです。これはぜひひとつ検討していただいて、できるだけ社会的な不公平のないように措置をしていただきたいと思うのです。

あわせて、これは総裁にお伺いしたほうがいいと思うのですが、管理の方法ですが、団地の中に商店街がありますね。この商店の入り方、いろいろあると思うのです。たとえば用地を分譲して、商店が店を建設して開店をする、あるいはまたあらかじめ公団のほうで商店街にふさわしい建物等を建てて賃貸をする、いろいろなケースがあると思うのですが、これらの募集の方法というのはどういうようなやり方でございましょうか。

○林参考人 お答えの前に、先ほどの私にもお尋ねの点が含まれておると思えますから……。入居の選考方法であります、いまくじ引きでいたしております。お話のようにくじ引きということでは公平のごとくに見えて不公平なものがある。何でもなくくじと、そんなに入居したくないけれども出してみたのが当たってしまった、追いつき

れそうになってほんとうに困っている、行くところもないというのが何べんやっても当たらないというふうな不公平、私もよくわかってつくり出して提供いたしますときに、がっかりしたり切歯扼腕したりというふうな事例にぶつかると。できればそれは住宅困窮度を考慮するということを加味していきたくて存じまして、事務当局には絶えず検討してもらっておりますが、これまたいへんむずかしいことだそうでございます。住宅困窮度を点数にあらわしてやっていくのはとてもむずかしい、それが公営住宅のほうだと、まだそういう点が加味できるのでございしますが……。それから外国などではそういうことをしている例があるそうでございます。ロブソン報告なんかにもそういうことが書いてある。しかしこれはロンドンやパリあたりと日本のこの東京周辺というものの圧力といひますか、住宅がなくて困る、ラッシュの状況、それから数、そういうことから見て、きめのこまかいことが公平のごとくして、またそれに自信を持っていけないという状態で、いまは公営賃貸住宅に入っております人が所得が超過しちゃった、そつちから出ていってまたわなわなと困っている人が困るということ、出ていくさへ行くところがないというときには優先的に入れるということにしております。また公共事業をやりますために急遽建ててもらわなければならない、しかし行くところがなくて困るという人を引き取るときも優先的にいたします。それからまた亀戸とか大島とかああいう町中につくりましたものについては、通勤ラッシュを緩和するという意味もありまして、あの近所に職場のある人、こういう人に十倍の優先度を与えるということはいいたしておるのでございます。やりたいなという感じとして、木原さんのおっしゃるとおり、われわれも持っております、せつかくつくりましたものを一番適切にやりたいという念願でございますが、さていづれをとった公平か、いづれをとったそれでやってくるかということになると、住宅困窮度というものを考慮したいと思ひながらも、

いまのところその程度の状態ということでございします。なおしかし検討は続けて、適切な方法がございましたら採用するように、建設省にもお願いしてということをお考えである次第でございます。それから、団地の中に店を出しますときの選考あるいはその募集する方法でございますが、たゞいまは公団の本所あるいは支所の玄関のところに掲示板がございましてこれに出しますこと、これはちよつと形式的になりますが、それから住宅相談所というのがありますが、その窓口に掲示をいたしますというふうなことで、それから地元の市町村及び商工会議所には必ず連絡をして広告をする、こういうふうなことでいたしております。その道の者はみなわかるはずでございます。広く全国新聞あたりに掲載するという行き方もあるのでございますが、これはあまりにも淡い期待をみんなに抱かせてしまうものですから、適切なよう

で適切でないと思ひます。それで公団の本所、支所あるいは案内所に掲示をするとか、地元の市町村あるいは関係市町村及び商工会議所を通じて広告を出す、こういうことでいたしておる次第でございます。

○本原委員 私にも気になることがありまして二、三調べてみたのでございしますが、不正入居とまではいきませんけれども、その道の者はわかるような措置をするというお話でございました。これはさうだと思ひます。たださうなりましたと、見ておりますと、一種の公団専門のチェーンみたいなあれがありまして、あそこ団地にもこちらの団地にも同じ商店がチェーン式に店を出しておる、こういう傾向があるように思ひます。これは幾つかの団地に店を出しておる一覽表等を検討していただければ、もっと具体的なデータが出るのじやないかと思ひます。それも二カ所とか三カ所くらいまでならまあいいと思ひますが、これは一種の団地専門の店の何かチェーンができてくるような傾向があるわけですか。さあそうなりますと、私は別の弊害が出てくるのじやないかと思ひます。つまりさういうことで情報を早くキャッチをして、あ

るいは入居、開店の才能にたけたその道の人たちがさういうふうな独占をしていく。しかも団地商店というのはいささか程度具体的な購買力ないしは市場を足もとに控えた店ですから、団地により若干の違いはあるでしょうけれども、たいへん恵まれた店だ、こういうふうな考えもできるわけですね。それからまた用地等にしましても他に比べて相対的に安い。賃貸しにしましても町の中に店を出すよりも有利だ、こういう条件が加わっているだけに、さういふ弊害があると別の意味で大きな問題ではないか、さういふふうな考えをいたします。したがって、商店として入りたいというさういふ希望を募る方法については、やはり公正にいたしますか、あるいは問題によつては規制ということも必要ではないのか、さういふふうな考えるのですが、さういふ傾向については何かおわかりでございしますか。

○林参考人 ただいまの御質問の、選考をどうするかということでございますが、これは方針としては応募者の経営の能力と経営の経験、あるいは賃貸料その他を支払う能力があるかどうか、さういふようなことを勘案しまして、地元の市町村あるいは商工会議所の意見も聞きまして、そして極力公平に適切にということをもっといいたしましてきめておるわけでございします。しかし中にはさういふ規格の中に入つてしまふものが、たとえば八百屋さん一軒というときに三軒出てきてしまふという場合は、やむを得ないときはお話をし

て抽せんをしていただく、さういふようなことではございしております。それで、大きな団地になりまして、八百屋さんでも魚屋さんでも三軒なり五軒なり置けるというところになると、大きなスーパーのようなものが一つと、それから地元からのものと半分半分にしていくとか、さういふふうなことで相互に切磋といひますか、牽制といひますか、さういふことで良質廉価な、そしてサービスのいい店が出てくるようにということをはかつておりますわけで、たとえば東京に本店があるものが出ていくのが一つと、それから地元推薦でいい

るいは入居、開店の才能にたけたその道の人たちがさういうふうな独占をしていく。しかも団地商店というのはいささか程度具体的な購買力ないしは市場を足もとに控えた店ですから、団地により若干の違いはあるでしょうけれども、たいへん恵まれた店だ、こういうふうな考えもできるわけですね。それからまた用地等にしましても他に比べて相対的に安い。賃貸しにしましても町の中に店を出すよりも有利だ、こういう条件が加わっているだけに、さういふ弊害があると別の意味で大きな問題ではないか、さういふふうな考えをいたします。したがって、商店として入りたいというさういふ希望を募る方法については、やはり公正にいたしますか、あるいは問題によつては規制ということも必要ではないのか、さういふふうな考えるのですが、さういふ傾向については何かおわかりでございしますか。

ものが一つというふうなようにバランスをとる場合がございます。

それから御指摘のいわゆるチェーン式になって団地独占企業みたいな、団地屋さんみたいなになってしまふということについては、極力注意をいたしまして、たとえば一つの団地へ出たときは、また次に来るのでもございませうけれども、それは遠慮してくれ、あなたはこっちだから向こうは遠慮してくれというふうなことで、できるだけ公平に、そして機会を平等に与えるということを加味しながらやっておるつもりでございます。しかしながら、御指摘の点については今後一つの反省事項といたしまして、これはよく具体的に検討いたしまして、そしていろいろな店を、これはどの店にするかということについては要素があるわけでございますけれども、情実に流れないように公正に、しかしサービスのいい、廉価で良質なものをやつて、住民なりその周辺の方々の幸福になるようにするために一そうつとめてまいりたいと存じます。

○本原委員 総裁、こういうことだと思つてす。これは公団としても一つの町づくりですから、この商店街には、たとえば八百屋さんが何軒とかあるいは米屋さんが何軒とか、こういう商店街の構成という問題が一方あると思つてすね。しかし他方、一般の入居者と同じように、おそれなく商店等で働いてる人たちも含めまして店を持てたい。わけても団地等で店を持てたいという希望者はたいへん多くいると思つてすね。これは既成の商店を経営してゐる人たちも、団地に進出したという希望を持つ人もあるし、あるいはその店で長年働いてゐる人でも、やがては独立をして店を持てたいという希望者もたくさんいるわけですね。私は、やはり公団のような場合には、そういう人たちの需要に対してもこたえていくという配慮が必要だと思つてす。そうなりますと、確かに信用もあるし店としての経歴もいし、いろいろな意味で条件がびつたりするといふのは大きな商店だと思つてすね。そうだから

といつて、それが五カ所も六カ所も、私が調べた範囲の中でもそれだけの店を出している人がいるわけですね。そういうことになりますと、これは確かに公団側から見た条件は一番信頼しやすいわけですが、しかしそうなればだんだんと大手のものが公団の店をチェーン式に独占をしていく、それを許すということになるわけですね。ですから公団の配慮としては、せめてあつちこつちの団地に店を出す場合には、やはり三つの団地ぐらゐまでは同じ商店が形を変えて店を出してもいいけれども、それ以上も公団としてはこれを黙認するということになれば、少し行き過ぎではないか。ということとは、他のそういう店を持ちたいという潜在的な希望者は多いわけですから、しかも相対的には、団地というものは用地の問題にしても店の建物にしても、一般市中で店を出すよりもはるかに有利だ。これは公の背景があるから恩恵に浴するわけですね。それだけにそういう潜在的な店を出したいという要求のある者に対しては、これまた公正にあるいは公平に機会を与えてやる、こういう配慮がなければ、これはたいへんな弊害を生むのではないか、こういうふうに考えるわけですがいかがでしようか。

○林参考人 いま木原さんのおっしゃいますこと全くごもっともだと思つてす。いままでも相当努力をしまひましたが、今後もうそういう御意見をひとつ中にくみ入れまして、一そう誤りのないように適切にやつていきたいと存じます。

○本原委員 総裁、場合によれば私はデータを出してもいいわけですが、そういう場合には、ここではつきりお答え願えるかどうかかわかりませんけれども、私の見解では、せいぜい同じ店があるいは同じ系列の店が団地に進出する条件は、やはり三カ所ぐらゐまでに押えていただきたい。三つがいかに二つがいかに、あるいは一店限りとするか、これはいろいろ問題があると思つてす。これはきちつとしていただきたいと思つてす。いかがでしようか。

○宮地参考人 一般方針につきましてはいま総裁がお答え申し上げたとおりでございますし、先生が御意見のとおりでございます。

特にいま先生の申されるような傾向があらわれますのはスーパーストアです。これらにつきましても、ある団地につきましても出したら、次の団地につきましても、選考の基準に入りましても、いま先生のお気持ちと同様に抽せんになる場合でも、その抽せんから落として他の者の抽せんに入つたようにいたしております。ところがあつた間の経過を見ましたときに、スーパーストアというものはもう御承知のとおり、これがチェーン的傾向を持つておられますので、ある長い期間で見ましたときに、ある店がチェーン的に多くなつたといふふうなことが出てきておるのかと思つてす。しかしながら一般的な方向として、八百屋さん何軒も出したというふうな例はないのでございませうが、一般の店等につきましては、先生の御意見どおり、ある一軒に出したら次も続いてやる、便利だということばかりですが、さような方針をとつておらないことを御了承いただきたいと思つてす。

○本原委員 スーパーの問題はあとで触れたいと思つてすけれども、そうおっしゃいます。私が、私どもが調べた範囲の中では、たとえばある花屋さんで、どうもいろいろ問題がある。入居条件その他で、実際やつてみると公団に少し言い分がある。しかし、なかなか公団にはものが言えないのだ。あの団地へ行けば一定の売り上げがあるだろう、こういうことで行つてみると、なかなかいろいろ条件が重なつてうまくいかない。しかし、あまゝり公団に向かつて文句を言つと、その次の場合に非常に困るから、公団のほうには私たちがものが言えないのだ。商売人の言うことですが、そういうことを言つておる人もあるわけですね。つまりここで失敗しても、必ずこつち側でまたもらえるから、ここで取り返せばいいのだ、こういうふうな話がある。確かに一カ所だけでは、商売をする場合もむづかしいから、この次の次というふう

していつて、それこそ団地専門で収益をあげてきたいのだ、こういう人も実際おるわけなんです。そうなりますと、一つは、私がやはり一番心配しますことは、いま言ったように、潜在的な需要が多いわけですから、機会の均等——一部のあたりに与えることによつて片方に失わせてはだめだということ、公正ということのほかに、何か見えておると、商店の入つていくことについて公団とのかつかりきれ縁ができてゐるのじやないかという感じが持つてわけですね。スーパーの問題はあとで触れまされども、実際に、入居の条件、基準、そういうことについてはいまちよつとお伺いしましたけれども、選考基準というものはきちんとしたものがあつて、そして公正を期しているといふことが言ひ切れますか。

○宮地参考人 第一点のお話の花屋という点でございませうが、これはなお調査してみたいと思つてす。店舗などにつきまして、私のほうは、花を売つてゐる店はあるかもしれないけれども、花屋という店舗で募集したのはいないです。

それからなお、先ほど総裁が御答弁申し上げましたとおり、小さい店につきましては、特に地元市町村あるいは商工会議所等に意見を聞きまして、地元との関連ということを非常に重要視しておる、そういう意味におきまして、先生の御趣旨というものは生かされるようにわれわれは配慮しておりますが、たまたまそういうふうなわけが出るとするならば、われわれは一そうその選考につきまして留意してまいりたいと思つてす。

○本原委員 これはこれ以上追及しませうけれども、いずれにしても私は、一つの店が、あるいはその系列の店が——きょうび雨後のタケノコというと語弊がありますが、たいへんな御努力によつてあつちこちに団地ができてゐる、これからもできていくわけですが、一つの店がそういうふうなチェーン式に独占的に進出をしていくといふことになると、これはたいへんな問題だ。ですから、一つの系列の店については、スーパーは別です、何といひますか、やはり三カ所なら三

カ所で限度を置いてもらいたい、こういうことです。これは要望として申し上げて、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それからもう一つ、スーパーの前の問題ですけれども、私ははなはだ問題だと思っておりますけれども、たとえ条件がなくなつて、賃貸して入りますね。そうしますと、三万円か四万円の店の賃貸料、それに敷金が半年くらいですか、というようにものを入れて入居しますね。いずれにしても、大体四、五十万円で賃貸の店に入る条件が整う。何年か商売をする。ところが、それが転売をされておる。そういう事例は御存じでしょうか。

○宮地参考人 一部にそういう事実がございます。私のほうで措置をいたしました例がございます。そういうものを全部完全に把握しているかどうかという点につきましては、いま把握しているというところは申し上げにくいのでございます。把握し次第、そういう店につきまして措置をいたしております。

○木原委員 一般の入居者につきましては、たとえば兄が借りていて、兄がよそへ出て行って弟が入まりしても、問題が御案内のとおりあるわけですから。これは需要者が多いわけですから当然の措置だと思ひます。ところが、商店については、私ども調べたところでは相場ができてゐるわけですね。四、五十万の敷金で入った、何年か商売をする、繁昌しているところは、具体的にいつて権利が七百万とか八百万というような相場が出て動いてゐるわけですね。看板は変わりますが、あるいは本屋さんなら本屋さんという商売の中味は変わりますが、しかし経営者が売買をしてゐる。そういうのが調べますと一、二にとどまらないですね。どうでしょうか。

○宮地参考人 いま申しましたように、そういうのは不正入居になるから、さようなものを発見いたしましたときには、私のほうは調査をし、事実があれば契約を解除するという措置をとっております。そういう措置をとった例もございますし、

そういううわさが出ましたために調べましたけれども、これは他の偶然の事情で事実とはなかつたということもございます。したがって、一部におきましては、そういううわさによつて迷惑をする面、はなはだ心外だと思ひます。面と、それから公団がどうしても多数のものを管理いたしてござりますから、そういう不心得者に対して措置が至らない面と、二つある。その措置の至らない面につきましては、あらゆる努力をいたしまして御期待に沿うように努力いたしたいと思います。

○木原委員 これは当然のことだと思ひます。が、こういう話があるのです。今度入るときには法人で入つたらよい。株式会社でやれば社長がかわればよいわけですから、これは公団側の規制に対しての商人側からの対抗策だと思ひますが、それはどうでしょうか。

○宮地参考人 どの事例が存じませんが、最近の募集の中に、実体は同じであるが法人の名称が違つた事例がございました。そういうものはこちらではつきりした場合には、これは支所においてそれを落とした事例もござります。しかしながら実際そうなりますと、非常にむづかしい問題ですが、われわれ発見次第、いまのような措置を講じております。

○木原委員 そこで私も方策があるわけではないのですけれども、実は二、三の団地の商店街の中へ入つてみてみまして驚きました。そういう話、これは決して表には出ません。しかしながら同業者の中、つまりさつきの話じゃないけれども、団地専門に店を出そう、こういう一つの系列というか、グループというか、その中では公然とそういう話が、話半分にしても、一つの情報なり考え方なり、いろいろな問題として流れてゐるわけですね。そうなりますと、公団のほうが発見すれば措置をする、当然のことだと思ひます。ですが、それにしても、あまりにも何というか、国の台所も苦しい中から、ともあれこういう形で団地造成をやつてきて、商店にしましても、比較的恵まれた立地条件の中で比較的安く店を提供する

る、そういう形になつていたものが、十五年たつて、年月がたつ間にそういう形で動きが始まつてゐる、あるいは動きがある。こういう事実については、団地管理の中で私は新しい問題を提起するのではないのか、こういうふうにかへるわけですね。ですから何といひますか、おっしゃる通りに措置をするということですが、もう少し立ち入つて、ということとはさかのぼつて言へば、結局やはり団地の中に店を出す、入居を希望する、そういう際のけじめというものをきちんとしていく必要があるのではないのか。いままではまだ団地が珍らしいという条件もいろいろありましたが、ありましたけれども、だんだんと団地が一般化してまいりましたから、そういう形のものが生まれる条件というものも明らかに出てゐるわけですね。そうなるものと団地の中に店を開く、あるいは店を開くための用地を分譲をする、そういう場合についての基準というか、条件というか、こういうものについてあらためてそちらのほうで検討を直すといひますか、新しいたてまえというものを立ててもらわな

い、この種のものはこれから幾らでもあとを断たないで出てくる可能性がある、こういうふうにかへるのですが、いかがでしょうか。

○宮地参考人 御意見よくわかります。私どものほうもそういう趣旨において非常に厳正にいたしておりますとともに、公団が、先ほども申しましたように、店舗の募集に際しまして、地元市町村あるいは地元の商工会議所等に相談をいたし、その意見を聴取してやる。と申しますことは、一方に

おいては地元というものと団地との融和という意図もござりますが、地元の商店会というものはわれわれ以上にまた知つてゐるわけですね。そういうものによつて排除してゐる、こういう趣旨でやっておりますし、またこれは御指摘を受ける点でございますが、ある一定の営業成績その他というものを点数に直しまして、一定の資格のないものは落とす、それ以上のものにつきましては、公団で甲乙つけがたいという場合、こういう場合には、まあ抽せんという方法は最善の方法でないとい

申しますことは、先生先ほどの御指摘のとおりでございますが、一方においてさような弊害に対する誤解を避けるという意味におきまして、もう甲乙つけがたいようになりまして、抽せんという方法をとつておる次第でございます。しかし先生の御意見、新しいそういう傾向につきましては、十分留意をいたしたいと思います。

○木原委員 これはなかなかむづかしいことはわかるのです。商工会議所に御相談をなさる、市役所の振興課に御連絡をなさる、意見を聞く、これはけっこうなんです。その中の力関係その他もいろいろあるわけですね。何しろこれは自家営業というふうな場合ですから、相談なさるのはもちろんけっこうなことなんです。一つにはやはり商店街を開いて入居者に対してショッピングの便宜を与えるという側面と、それから過不足なく消費の機会を与える、こういう側面、それから一方ではやはり商店街の運営ということについて、そういう面からの公団のアプローチというものがもつと望ましいのではないかと思ひます。そうしませんが、いま申し上げたように、四、五十万円の敷金を出せば店が開ける。それがやはり七百万も八百万もの権利で裏で売買される。そうなりますと、税金を出しておるほうはたまりません。これはそういうことだと思ひます。ですから、商店街の管理、運営、そういう面についても、私は何かそういう可能性の問題を含めて、ひとつ検討をいたしたい、こういうふうにかへるわけですね。いかがでしょうか。

○林参考人 ただいまいろいろ御質問がございました。点につきましては、せっかく団地の人々の生活の充実のために良質廉価な品物を供給し得る店を誘致しておりますというのに、結局それでは、高いものを、悪いものを売るといふ結果にはね返つてゐるわけでもござります。また選定して入居してもらひました趣旨にも反するわけでございます。そういう、いろいろと町の声が木原さんのお耳に入ることだけでもまことに遺憾な

ことだと存じておりまして、いろいろそこには競争もあれば、ああいうお店のことで、中傷も出ましたり、うわさであることとほんとうであることと、いろいろそれはあることと思いますが、私のほうで管理をしている立場から見まして、やはりよくその点は注意いたしまして、事実が出たというものでなくて、そういうことをこちらからも積極的に発見するように、あるいはそういうことをお話しのように要望するように、そのためには賃貸借契約をするときにも少しはじめをばつきりつける、あるいは保証の方法というものを——あるいは地元の市町村なり商工会議所なりのいろいろの事情がありますけれども、そこに明確に、そういうことはいたしません、させませんという保証をとるとか、いろいろこれは研究の方法はあると思います。そしてやはり当初の目的どおりの良質廉価な、衛生にも注意して、従業員のサービスもいという店が極力多くそろいますように、それからその中に不心得の者のないようにということについて積極的に努力をいたしていくつもりであります。

○伊能委員 関連……。いま木原さんから団地の管理体制を言われたのですが、この問題がいま木原氏から質問された問題と重要な関連があると思うのですが、私も、実は千葉は団地が多いのですから、木原氏が質問されたようなことを聞きますが、真偽のほどはわかりませんが、また皆さんが答弁されたとおりだろと思うのですが、転売その他の問題については、各団地、団地に管理支所も当然あって、家賃の取り立てをやっておるのだらうと思うのですが、そういう際に人がかわれば——納めに来るのではわかりませんが、取り立てに行けば当然わかると思うのですが、その辺のところは一体どうなっているのか。これはきちっとしていただいたほうがいいと思うのです。取り立てに行けば、当然経営者がかわっていけばわかる。その辺のところはどうですか。

○宮地参考人 管理主任がおりますので——いま管理主任は、一人が大体千数百戸から二千戸ぐら

いの戸数を管理いたしております。したがって、これが十分であるかどうか、この点については多少問題があるかと思いますが、もしそういういま御指摘の点について配慮するようにすれば、何らかの端緒は得られる。その上でうわさがほんとうであるか、これが単なるうわさであるか、これは今後とも十分留意をいたしたい。ただ、いま先生の御指摘の点でございまして、公団では現在家賃、賃貸料等の収納は、原則的に自動振りかえを奨励いたしておりますので、公団の職員が現金を扱うという、そういう手間を取るということは原則的にない、例外的に滞納の場合のみ扱う、こういうことになっておりますので、御了承を得たいと思います。

○伊能委員 そうすると、自動振りかえの形だと、各団地において営業をしておる人は一階です。軒なんてあるところは少ないけれども、五十軒あったとしても、かなり、販売をやっておる人だけを見てみればわかるような感じがするわけですね。それともう一つ、さっき商工会議所、商工会議所というお話でしたが、最近、市になったばかりのところでは、依然として商工会程度、町はもちろん商工会ですが、商工会にも御連絡をしておられるのかどうか、会議所でも、そういう点を一点お伺いしたいし、家賃を取り立てたり納めに来るのでもなければ、販売をやっておるところだけならば、そうした事情を見るといことは、私ははつきり可能だと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○宮地参考人 もちろん一般の管理の中に入りまされども、そういう点については、留意をすべきことで、最初から終業も御答弁を申し上げましたように、当然従来ともやっておることでありますが、御質問の御趣旨の点は、十分末端まで徹底をしたいと思います。

連絡をいたしておるわけでございます。

○木原委員 もう一つこれと関連しまして、スーパーの話——これはスーパーが進出すると思うんですね。これは時勢の流れですから。団地の中にスーパーが出ていくというのでは、消費者に対する便宜の問題もあると思うのですが、ただスーパーが開店をする場合の条件、たとえば用地を貸供する、それでスーパーが建物を建てて開店をするというような場合には、スーパーの経営者用地を譲渡して、そして開店の条件等を取って開店をさせる、こういうことですね。その辺のことはどうでしょうか。

○宮地参考人 二つの場合があると思います。一つは、私のほうで団地内にその施設をつくりまして、それでスーパーを開設する場合、それから宅地のほうの系統で、施設用地としてその用地を売って、その用地の上に、譲渡を受けた者が一定の条件のもとに店舗を開設する場合、こういう二つの場合がございまして。

それから、さらに外見上そう見える場合というのがございまして。と申しますのは、区画整理をいたしまして、民有地が残るわけでございます。そのところと地域制限上できるところなら自由に店舗ができていく、こういう場合がございまして。それらの場合について、あたかも公団がつくったように見えることがございまして、いろいろ御批判を受ける。それはちよつと私のほうでも制しかねませんが、公団が土地を売って、その経営者に一定条件のもとに建設を認める場合、それから店舗までをつくりまして、その経営者を募集する、こういう二つの場合があるわけです。

○木原委員 一定の条件と、それから経営者を募集するということですが、スーパーができました場合に、たとえば契約の中でスーパーの経営者が建物建てた、そしてその中でまた貸しをするわけですね。つまりスーパーですから、早い話がいろいろな品物を売るわけですね。魚屋さんもあるでしょう、かん詰め屋さんもあるでしょう、その場合に店舗の中を区切って、いろいろな店に内部的にまた貸しをする、こういうことは可能なんですか。

○宮地参考人 これは一部にはいわゆるチェーンストアと称して、千葉県内にもそういうものがあるのでもございますが、この実態、経営の一般的内容まで入ることは不適当な面がある。あくまでも私どものほうで見えておりますのは、それが価格にどういうように響いてくるか、店員の態度にどう出てくるか、ずいぶん論議したところでございまして、経営の内容までタッチすることについては技術上非常に困難があるので、入居者の方は非常に敏感でいられますから、そういうものを目を付けておりまして、いま終業も申しましたような条件に違反しないように、そういうことで私のほうでは把握しております。平たいことばで言いますと、おかしいぞという警告を発することはございまして。ただ、権利義務の発生はそのときの譲渡条件に入っているかどうか、私のほうもその点について検討したいと思っております。

○木原委員 それはスーパーが一般的に他の商店に影響を与える、そういう問題とは別に、たとえば公団が商店を募集する場合に、たとえばこへ食料品店は何軒でございまして、あるいはくつ屋さんは何軒でございまして、文房具屋さんは何軒でございまして、こういうことで募集されまうね、ところがスーパーが入ってきた、その中で、公団が初め想定をした商店構成のワケを越えて、スーパーの中でたとえば文房具屋を開店する、あるいは本屋を開店する、こういうようなシステムになつてくるわけですね。その場合、中身を調べてみますと、要するに中でまた貸しをしておる、売り上げの一〇%とか一二%とかやはり経営者が取ってやらせておる、こういうシステムですね、これはどうですか、契約上の問題は出ませんか。

○宮地参考人 それは個々の契約におきましてどういうふうになっておるか検討いたしたいと思っております。これは新しい問題であらうかと思っております。なお、いま申しましたように、あるスーパーを許す、そうすると、一方において土地を分譲して

スーパー的なもの、これはもつと広い意味のチェーンストアとして区割り店舗のようなものになつてくる現状が多い。そういうものとの調整ということにつきましては、公団部内におきまして一そう連絡をとって、一方においては競争を前提としつつも、それが不当にダブることのないように配慮したいと思ひます。

○木原委員 これはおっしゃつたように一般的な競争はいいと思うのです。これは商売をやつておる方たちが自主的に相互にやることで、いいと思うのですけれども、ただ、公団とそれからスーパーの経営者との間の契約の中で、契約を越えて、内部で事実上そういう店舗の切り売りではななくて、切り貸しといひますか、幾つにも区切つてまた貸しをされておる、こういうことになりま

す。私もどうもその辺がわからないわけでありまして、形のもの、早い話がスーパーと称して至るところに出てくる、こういうことになりま

す。形はスーパーであつても中身は個人商店の集まりであつた、こういうことになりま

す。私の方では御質問のとおり、スーパーストアというものと、そういう一つの建物の中でのわね

りま

す。スーパーというものと実態的に違ふわけ

なくともいい問題が起つてくるということになります。したが

す。したが

す。したが

す。したが

す。したが

す。したが

等ではしばしば申しておること

す。したが

す。したが

す。したが

す。したが

す。したが

関係じゃないか、こういう感じもするわけ

す。したが

す。したが

す。したが

す。したが

す。したが

委員から質問があったかもしれませんが、当初、住宅公団が発足されても十年以上になるのです。非常に喜ばれた。ところが、地方の府県、市町村と十分な連絡なしにどんどん大きな団地ができるということで、一部、千葉県あたりでは、これは公団総裁よく御承知だろうと思いますが、もう住宅公団は来てもらっては困るというふうな意見すらあったほどで、学校の問題、上下水道の問題、その他の問題等で、府県、市町村の非常な負担になったということで、若干の問題もあり、かたがた交通上も、あとから鉄道、バス、その他の手当てをしなければならぬというので、交通方面にもいろいろ苦しみがあったように思います。最近はそのような点については円満に行つておるのかどうか、お伺いしたい。

○林参考人 いま伊能先生からいろいろ御指摘がありました。おっしゃるとおりでございます。当初は団地歓迎ムードであったのが、数年前から、いろいろ事情の変化もありまして、また団地も大きくなり、また自治体の資力の乏しいところ、大きなものが入っていくような状態もございました。学校の問題、水道の問題、交通の問題、あらゆる面でいろいろとむずかしい壁にぶつかってまいっておるわけでございます。しかし、公団は、先生よく御承知のように、ただ単独にこの県にでも入っていきつてできるというのではないのでございまして、建設省の方針にものっとりまして、また当該自治体、府県、市町村とは、いろいろと連絡をして、やってきているのでございます。それでも、やはり、率直に申し上げて、初めに連絡するときは口頭で係員などやりまして大体見当をつける。千葉県あたりだと文書を交換しまして、それから土地を譲り、では、そのときに、水道から、交通から何から、みんなセットするかという、これは数年先にで上がる問題なものですから、大きな見当だけで一応スタートするわけです。それから公団法三十四条というので県と市町村には協議しなければなりません。その協議も、そこで一通りの大きな方針として協議

が済むわけです。ところが、それからあとでまた社会情勢は変化いたします。事業の進行に伴いまして、いろいろ詳細な問題が起ってくるわけでございます。そこでもう一度蒸し返しあるいは追加というふうなことがありまして、いろいろとこのつど問題はあります。私は昔、県庁にもおりましたし、市役所や県庁の立場というものも、相当わかる、もともとだと思ふ点もある。また、こちらとして、県の境を越えた大きな首都圏の人口問題の解決というものをやらねばならぬ。その立場から、もう少し大所高所に立つてくださいとお願ひして、わかつていただくこともあるわけでございます。

そこで、具体的な県で言つてはいけませんけれども、東京付近で申しますと、やはり埼玉ともいろいろありました。千葉県ともありました。神奈川県ともございました。しかし、大体またルールに乗りまして、そして県の大きな開発計画に即応する、それから国の開発計画の一環である公団の出方というものを調整する、あるいは負担の問題その他でも市町村とやっていくというので、いまのところ決して問題なしとは——絶えずこれは出てくるのでございますが、しかし基礎的には友好ムードで、同じ目的のものと努力をし、ときにいろいろ対立したり、やり合ったり、あるいはそこで手を打ったりということをしなから、まずまずやっておるのでございます。しかし木原先生から当初御質問ありましたような、大きな団地になつてきました場合は関連公共負担というものが、いままでのルールでは自治体はともなうやっていけないというところもございまして、さつき住宅局長からもいろいろお答え申し上げましたけれども、これはやはり新しい見地から、自治体も生きていける、公団もそこで事業ができる、こういうふうな負担分担の方法、それから財政上の手当てのやり方というものもやらなければならぬ段階に來ていふと思つております。一応いままで手を付けておるようなものにつきましては、それぞれにおいて折衝をして解決を進めて、

円滑にやる自信がございしますが、いまだにない非常に大きなものとなつてきますと、さつきお話しのように、私どもも非常に大きいもの、大きなもの、行くほかないと思ひます。それが大きな社会開発になるのでいいことではございますが、しかし同時に、いままでのルールのやり方では、国全体、各省の態度からして、これはまた一つ新しい目を開いていただかなければいけない、またそのした方針にのつとて地元も協力していただかなければならぬというふうな考へておりました。いま大問題が、まんに大きなヒマラヤ山が來ていふというふうな感じがございします。

○伊能委員 たいへんごもつともなお答えて、いまの点について建設省のほうはどう考へておりますか。

○大津留政府委員 ただいま総裁がお答えいたしましたように、いろいろな経過を経て、いろいろな経験を積んで申します。よくよく県あるいは地元の市町村と円滑にやるルールができたというふうな段階でございします。しかしながら、いま総裁も申されましたように、これが非常に大規模な開発になりますと、従来のルールでは処理できないというふうなことが出てこようかと思つております。多摩の場合なんかまさにそれでございしますが、したがって、いま関係各省と研究いたしまして、そういう新しい事態に対処する新たなルールを確立しようというところでやつておるわけでございます。そういうものをまた積み重ねましてや、はり地元も円滑に行く公団も仕事も円滑に行く、そして全体的に進むというふうな方向に努力したいと考へております。

○伊能委員 まあできるだけそういう問題について時期を失せず、建設省としては御検討おきを願ひたい、こう思ひます。

それからこの機会に総裁にもう一つ。さいぜん私が質問したところで、現実交通上の混乱を生ずるおそれがあると思ひます。いますでに入りましたか、どうですか、我孫子の湖北団地です。私も湖北の町に住んでいました。常磐線に天王台

駅を一億数千万の金を出してつくつて解決しようとしてすれば、湖北から天王台へバスで送れば我孫子線の湖北の駅、あるいは新木の駅のほうがはるかに近い。したがつてとてもそんなことでは新しくできる天王台の駅へは行かない。そうすると湖北の駅や新木の駅を整備したり、また我孫子線の改良計画までやらなければならぬというふうなことである問題が起ると思ひます。交通上の問題に対する配慮がどうも公団は足らないのじゃないかというのを私も感ずるのです。が、いま入つておる状況、湖北の団地はどういうものか、それもあわせて伺つておきたい。

○林参考人 伊能先生御指摘のように、団地をつくる場合に、水と交通問題というのが一番最初にかかってくるわけでありまして、そこで国鉄とはできるだけ絶えず連絡はやつております。それから私鉄との間も連絡をして、またバス会社のことも考え、道路のことも考へて団地を選定し、それからだんだん基を詰めるようにして詰めてまいるわけでありまして、さつき住宅局長が御答弁申し上げましたように、しかしそのタイミングが合わない。やはり伊能先生よく御体験で御承知のように、鉄道が引ける早さと団地のできる早さと違ひますし、その間にいろいろな障害が双方に出てまいるわけでありまして、それでタイミングを合わせてびしゃつとやろうと思つてやりまして、なかなかうまくいかなかつたり、また終わるまで詰めておつたらいつ発足できるかわからないというので、いわゆる見込み発車をこちらがしてしまふ場合もありましたというので、いろいろと御指摘のようにまだ不十分だといふことがあると存じます。もうあるのだと自覚しておりますし、前の石田総裁あたりは、会合が何かで私に会いまして、私に絶えずけしからぬといふことを言われ、いかに国鉄が困つておるかといふことを言われるわけでございます。この点については最善の努力をいたしてまいりたいと思つております。ただし、なかなかよくいつているものもあるのでありまして、そこらは皆さんも満足していらつ

しやるから何とも言われないのでございますが、たとえば名古屋の郊外の高蔵寺では二百万坪の大団地をつくっております。これはよくいつておるといふよりは、鉄道のほうがどんだん先に行つてつくつてしまわれまして、複線の電化をして、私どものほうがいろいろな障害をおくれたといふこと、それから横浜のさきの洋光台も数十万坪ございまして、これは鉄建公団と国鉄とでさつと駅を開いていただいて、私のほうがむしろおくれておるといふようなことで、足がたいへん早く確保できておるものもあるわけでありまして。しかし、いものばかりでなく、いろいろ湖北台や何かはむしろ問題のほうが多いといふことでございまして、この点は最善を尽くして、今後一その努力をいたしたいと存じます。

○伊能委員 実は湖北を例にとりましたのは、先ほど本原委員からお話がありました北総ニュータウンの問題について、われわれも先のことを考えて——さいぜん新幹線の話も出ましたが、新幹線のルートは具体的にきまつておりませんが、新幹線も、千葉県のわれわれで、北総ニュータウンができたときは交通上の問題がないようにという配慮をしております。しかし、それらについてはどうして市町村に負担がかかるわけですか。総裁、あなたの方のほうは、人間を入れてしまつともうお金の負担は交通関係にはなされない、またなされようもないと思つてますが、たとえば我孫子線を例にとつても、このごろ国鉄は非常に金がないのです。したがつて利用債をどうしても買つてもらわなければいけません。そうすると、利用債の利息と各市町村が銀行から借りる利息では、銀行から借りる利息のほうが高い。その差額は市町村で負担しなければいかぬ。たとえば我孫子線を例に見ても、一年で四千万円ぐらゐの金を市町村で負担しなければならぬ。我孫子、印西町、栄町、成田市といふところにそういうものを負担させるということ、成田市や近く市になる我孫子のような比較的人口の多いところ、将来発展のきわめて目ざましいところはある程度負担力がありますが、印

西町とか栄町とかいふところは負担の力も比較的弱い。そういうようなところでも犠牲を払わなければならぬ。ことに北総ニュータウンなんかでございまして、またその問題が起るといふようなこと、これらの問題については、さいぜん住宅局長から、全体の問題として大きな都市開発、団地開発については考えなければいかぬというお話もありました。こういう問題は国として検討する必要があるのではないと思ひますので、この点もぜひ検討の中に加えて、市町村の負担が不当にからぬような配慮をお願いしたいと思ひます。

それからもう一つ、ただいまのは希望として申し上げましたが、さいぜん住宅局長からお話がありました、六十三国会における建設行政に関する基本施策についての根本建設大臣の所信表明のうち、公的機関による住宅はいまお話を伺つてわかつたのですが、民間住宅につきましては、民間の住宅建設のエネルギーを適切に誘導かつ助成することが必要であり、このため、住宅融資保険の拡充整備、税制上の優遇措置等を推進するとともに、企業による従業員向け持ち家対策、農家等の土地所有者による住宅建設の促進等を鋭意検討中でありまして、と言つております。これらの内容について具体的に御説明をいただければありがたいと思ひます。

○大津留政府委員 民間のエネルギーを住宅建設にも一そう活用したいといふことでいろいろ考えておるわけでございますが、いまおつしやいました第一の住宅融資保険制度、これは住宅を建てたという個々人の方が、企業でもいいのですが、金融機関からお金を借りる。ところが、その保証力といふものが、信用が足らないといふので、連帯保証人なんかを求めても親戚、知人がなかなか保証に立つてくれないといふような問題もございまして、そこで融資の保険制度をつくりまして、保険にかかつて、もし事故があれば保険会社が保険金として支払う、こういう制度はアメリカ等では相当発達しております。またわが国におきましても、住宅金融公庫がそういう住宅融資保険を現

にやつておるわけでございますが、これがなかなか一般になじみが薄いといふのか、伸びません。年間二百億程度です。そこで公庫の制度もさらに改善を新たにやりたいといふことをいつておりますので、これは専門家でございまして、そういうものができるだけ早くできるように指導していきたい。それから税制の面でございますが、個人あるいは企業が住宅建設を進める場合に、現在でもいろいろ税の軽減措置がございまして、さらに減免の度合い、範囲を拡充して一そう建てやすくしよう、こういうことでございまして。

それから企業の持ち家対策というのは、各企業が社宅を従来やつてきましたけれども、だんだん社宅の建設についての意欲がなくなつてきた。そこで従業員のために持ち家をつくつて、その購入資金を貸すといふようなことをやつたらどうかといふので、これは勤労者の財産形成という労働政策の一環ともちやうど合うわけでございます。そういうことを促進しよう。そして、企業が従業員のために持ち家を建ててやつたり、あるいはその資金を貸すといふ場合には、法人税等において軽減する、あるいは財政資金の一部を融資するといふようなことも考える、こういうことで臨んでおります。

それから農家の住宅建設促進というのは、御承知のように大都市近郊の農家が、特に市街化区域に編入された農地等はできるだけ計画的に宅地化してそこに住宅を建てよう。したがって、農家が土地を公団等に売つてくれればもちろんそれでもいけますけれども、農家としては土地は手放したくないといふ方も多うございまして、その農家が共同で区画整理をして整然とした宅地をつくつて、そこに賃貸住宅なり分譲住宅をつくつてやろう、それを農協なり農林省の系統の御指導をいたして、これに対して建設省としては住宅金融公庫から低利資金を回すといふことで進めたい、こういうことでございまして。

○伊能委員 大体私も御計画を承知しておつたのですが、住宅融資保険の拡充整備、税制上の優遇措置といふけれども、保険制度が普及しないのは、これは住宅金融公庫の融資条件がきびしいといふところに一つの制約がある。この点はもう少し御検討願つて緩和する必要があるとせぬか。また個人が家を建てるときに税制上の優遇措置なんて形式的に言いますが、逆に、その金はどこから出たといふてやましく追及されて、何年前のもうけだろ、こういつて逆に税金をあとから取られるといふような例を私はしばしば知つております。そういうようなことで個人の住宅建設に逆にブレーキがかかれ、その結果、やむを得ないものだから、自分自身は金を持っていてもやみで銀行へ預けて、それを見返り担保に銀行から高い利息の金を借りるといふようなことが、世上住宅建設の通常の例だと思つて、個人の家を建てるのに税制上の優遇措置なんてほとんどありはしません。こういう問題については、もう少し住宅局長が実態を調べて適切な指導をされないと、民間住宅を大いにやるんだという趣旨は非常にけつこうなうですが、なかなかうまくいかない。この点はもう少し御検討願ふたいと……。税務署はすぐ来ますよ。ですからその辺のところをもう少し……。○大津留政府委員 なかなか私どもの痛いところを御指摘でございますが、おつしやるとおりでございます。今日勤労者が二百五十万なり三百万の持ち家を持つといふ場合に、自分だけだけの金を用意できる方というのは実際には少ないのはなからうか。そこでいろいろな形で借り入れるわけでございますが、一般の金融機関なりあるいは共済組合とか会社の住宅貸し付け資金といふようなものをできるだけ活用しやすいような形に持つていく、住宅金融公庫ももちろんございまして、そういうことが民間の自力建設を促進するゆゑんではなからうか。そういたしますと、いまの融資の場合の保証人の問題、それからいま御指摘のように融資のいろいろ条件の問題がございまして、それらを企業に對して、あるいは金融機関に對して、融資保険制度とタイアップ

プして、住宅融資がどんなにできるかに促進を
してまいりたい。そういう他から借り入れて住宅
を建てた場合には、御指摘のように税金の扱いが
非常に有利といえますか、そういうことがはつき
りしない、いまおっしゃるようになっているな出
どころを追及される。したがって、一般の場合
には、先ほど申しましたように自力で用意でき
る方はそれでございまして、融資制度をできる
だけ円滑に利用するようにしよう。それから減税
でございまして、これは御承知のとおり固定資産
税を当初三年間は半減するとか、それから不動産
取得税を大幅に軽減するとか、また社宅なり貸し
家を経営する場合には特別償却というもので三倍
まで償却を認めていこうというふうなことで、こ
れは相当やっておるつもりではおりますけれど
も、なおまだ不十分な点もございましてからいろ
ろ拡充していきたい、こういうふうに考えます。

○伊能委員 終わります。

○天野委員長 この際、参考人出頭要求に関する
件についておはかりいたします。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案の審
査に關し、来たる十四日、日本輸出映画振興協
理事、輸出適格映画審査委員有光次郎君を参考人
として出頭を求め、意見を聴取いたしたいと存じ
ますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

本会議散会後委員会を再開することとし、暫時
休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後三時五分開議

○天野委員長 休憩前に引き続き、會議を開きま
す。

外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務

員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を
議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。伊能繁次郎君。

○伊能委員 法案に關連して一、二伺いたいと思
うのですが、実は先だって、政府の行政監理委
員会で、海外移住事業団は最近の情勢に徴して要
らなくなったのではないかとかなり思い切つた
意見が公に出されておるので、私も若干意外
の感に打たれておるのですが、政府として、この
問題について、今日までの経緯は私も大体承知
をしておりますが、今後どういうふうに海外移住
事業団を指導せられ、運営していかれるのか、そ
の辺の考え方について伺いたいと思いま
す。

○竹内(黎)政府委員 お尋ねの海外移住事業団に
對する行政監理委員会の意見につきましては、確
かに中南米地域を主とするところのいわゆる農業
移民が減少しておるのは事実であります。しかし
ながら、海外永住を目的とした移住者全体の数は
この数年間四千五百名前後でございまして、数字
は大体横ばいでございまして。さらにまた、私も
としては、事業団の業務の重点は、すでに各地に
永住した方の生活の安定等々に移つてきておるも
のと判断しておるわけで、なおかつ、その必要性
は今後もますます増大していくものであらうと思
われるのでございまして。また、農業移民ではなく
も、海外に永住を目的として出ていく方々に對す
る事前の御相談、あるいは現地事情の説明、ある
いは研修等々も事業団の重要な仕事の一つでござ
いまして、これらにつきましても今後ますます需
要が増大するものだらうと予想されます。いずれ
も、いま申し上げたような業務はやはり明確な責
任を持った機構において行なう必要がありま
すので、行政監理委員会の御指摘のように、民間団
体にゆだねることは私もとしては適切ではないとい
う判断を持っております。現に、これらの業務
を実際に委託し得るだけの能力を持った民間団体

もいまの段階では見当たらないというのが私も
の考えでございまして、確かに今日、事業団の
やっております仕事が一〇〇%十分だとは私も
思っておりませんが、いろいろと改善の要はあるう
かと思ひますが、事業団を存続する必要性は十分
にあるというのが外務省の考え方でございます。

○伊能委員 いま、海外移住者の生活の安定、そ
の他これから行かれる人のいろいろな指導、あつ
せんというふうなことを言われましたが、海外移
住者の生活の安定という問題は、具体的にどんな
やり方をしておられるか、伺いたいと思ひ
ます。

○遠藤(又)政府委員 現在、渡航費の支給を受け
て、南米、中南米に移住しておる人の数は、いま
のお話のように非常に少なくなつておまして、
昭和四十四年度で七百五名、その前年度も六百台
というところで、非常に少なくなつておるわけで
ございまして。しかし、渡航費の貸し付けを受けて出
た人の数は戦後すでに六万人をこしておるので
ございまして、現在の問題は、すでに向こうに出て
行った移住者の方々がもと安定した形で定着でき
るようになるというこのほうが大きいことにな
つております。送り出すほうの仕事につきまし
ても、事業団としては、渡航費の支給やらその他
事前の説明、相談それから研修というようなこと
を万事お世話するわけでございまして、行つてか
らのほうがむしろ問題が大きいというふうな状況
でございまして。

○伊能委員 生活の安定ということについて具体
的なお話がないのですが、向こうへ行つて中小企
業やなんかやろうとするときの資金のあつせん
とか、移住者の実態をどうも移住事業団がつか
ない。私はだいぶ前に沢木経済協力局長が南
米におられたときだいたいお世話になったが、そ
の後最近二、三回行ったのですが、事業団がつか
ないというの、私の知り合いの子供さん
が向こうで死んだ場合に、東京で外務省を通じて
サンパウロの総領事館へいろいろ頼んでもどうも
よくわからない。移住事業団に頼んでみてもよく
わからない。それから向こうへ行く移住を取り
扱っている民間団体の力行会という会が南米にあ
りますが、その團結は非常に強くて、私が三菱の東
山農場へ友人と一緒に一昨年行ったときに、そこ
へ頼んだらすぐわかつた。カンピナスで死んでお
る。こういうふうなことで、実態をどうも移住事
業団がつかない。また向こうへ行つた連中
も、向こうで何とか金を借りたりいろいろして、
自分たちでもって仕事を伸ばしていきたいとい
うような面にも――従来はそういう仕事は移住事
業団の本来の仕事でなかつたのかも知れませんが、
今後そういうような方面の仕事もやるんだとい
うようなお話も聞いておるので、そういうようなこ
ともできるだけやって、向こうに行つておる人の
生活の安定向上をはかつてやるといふようなこと
について、もうちょっとうまく行き届いた世話が
できれば、私は移住事業団に對する現地に對する
批判も少なくなつてくると思うのです。それからまた、
カナダ方面の技術移民とか何とかいろいろの間
題も最近いわれておりますが、そういう問題につ
いて政府並びに移住事業団はどういう取り扱いを
しておるか、伺いたいと思ひます。

さらに、民間団体にまかせるということとは、か
つては海外移住株式会社によつて行なわれていた
ものが不十分であるということ海外移住事業団
ができたのですから、少なくともまた逆戻りをす
ることがいいんだということを政府の一角の行政
委員会かなんかと言われるというふうなところに

す。

は、何か今日移住事業団がやっていると聞くと足らぬところがあるのじゃないかというような感じがします。私どもは移住事業団をつくることに大いにこれを推奨したものであり、その後南米へも三、四回行って、常に移住事業団の活動ぶり等についても関心を持ち、できるだけあいうものが発展すればいい、こう考えておる中で、こういう問題について今後のやり方等も十分に伺っておきたいと存じます。

○遠藤(又)政府委員 御指摘のとおり、事業団の海外での仕事ぶりにつきまして、われわれも若干の不満それから欠陥について話を聞いておるわけでございます。しかし、全般といたしましては、移住事業団は少ない人ですけれども、わりに有能な、いわば精鋭の人たちで運営しております。わりによくやっておりますというふうにも思っております。ただ、たくさんの方々の移住者の方々をお世話するにつきましてはいろいろ至らぬ点もあるようでありまして、この点は十分今後とも指導したいと思っております。

現在、現地でやっておりますのは、主として農業関係の指導が一番重点になっておるわけで、その関係でいま仕事のしやすいようにいろいろお世話しておるわけですが、電力関係とか医療、教育の方面、いろいろ全体の移住者の方々のためになるようにということをやっておりますので、そのための予算も計上してあるわけでございます。

それから、農業関係のために、それからあと小さい技術とか、小規模の工場なんかをやるための資金として、広い意味の農業資金として大体年間六億円で移住事業団が貸し付けをいたしまして、農業を中心にして安定できるようにということで資金供与をしておるわけでございます。さらにわれわれといたしましては、今後事業団等と力を合わせまして、もう少し大きな仕事をやる。大規模なことはできないにしても、小さい工業の関係に手を伸ばす場合に資金を供与できるようにという考えを持っておりまして、いずれその

うち予算も必要があれば折衝したいと思っております。これはこの数年間非常に伸びてまいりまして、一昨年あたりでは、南米に対する移住者と同一くじの人数にまで伸びております。これはカナダ政府といたしましては、日本人の技術を持った人なら、高度の技術でなくてもよろしい、どんどん入れたらいいということございまして、最近はこの方面への進出が非常に多くなっていることは喜ばしいことでもあります。それから南米と比較してまいります場合には、移住者の形態が非常に変わってきているということに気がつくわけでございます。これにつきましては、渡航費の貸し付けないしは支給ということはやっております。また、現地ですぐ向こうの受け入れ機関によって適当な仕事につくということになっております。ただ、出かれます前には、移住事業団が横浜のセンターに一度入れまして、そこで研修して、必要な知識ないし教養を授けていただく、こういうふうなことになるわけでございまして、これにつきましては、だんだん数が増えるに従いまして、事業団としても大いに力を入れて、充実した研修をして出してやりたいというふうな思っており、よりより協議していただくわけでございます。いづれにいたしましても、南米それからカナダ、それからアメリカ合衆国がございまして、大体全般といたしまして、この数年いつも四千五百人前後の日本人が永住の目的で出ていっているわけでございます。

それは、全般として、いろいろな相手国によって差はございますけれども、いろいろ相談に乗る、研修をして出してやるということで、事業団の仕事も、形は変わったにしても、それから内容

は変わつたにしても、いろいろある。しかも重要性はなかなか多いというふうな思っております。で、われわれといたしましては、この点、移住の新しい考えの上に立って、今後の移住行政を運営していきたいと思っております。御指摘の点もございまして、カナダのほうの技術移民という、どういふ種類のものが多いのですか。

○伊能委員 カナダのほうは、移住事業団としては、何か代表部とか出張所とかいうものがあつて、それで世話をしておられるのですか。

○遠藤(又)政府委員 大体大きな仕事はみんなカナダ側でやるのでございまして、カナダの関係機関との連絡、あつせんの仕事がございまして、現在トロントに事業団から一名駐在員を置いております。

○伊能委員 どうも一名で数多くの人の世話をすると、ことにそういつた技術移民で種々雑多なものがあるということになると、そういう者が仕事をしようというときに、金融的にも必要なものも生じようと思つて、新しいカナダの技術移民とかいうことを移住事業団も盛んに宣伝をしております。そうしてそれが移住事業団の存立の大きな根拠にもなるのではないかとおぼえておられる、そういうものに実態は一人しか行っていないのか、ということである、言っていることと実が伴わないということになる、そういうものについては全体を見て、南米方面にどの程度の重点が置かれておられるか、あるいは内地はどうなつておられるか、こまかいことをここで伺ひする必要があると思つて、外務省としても新しい角度でやるというんであれば、カナダあたりをもう少し重点を置か

れて、人の問題も整備をしてやられないと、口で言っていることと違ふということで、行政監理委員会からとかくの批判を受けるようになると思つたのですが、その辺に關するお考えはどうですか。

○竹内(黎)政府委員 御指摘の点もございまして、現実の方向で十分努力させていた

○伊能委員 次に、ちょうど沢木さんが見えておられるから、沢木さんのほうにお伺ひしたいのですが、私は海外移住事業団よりは海外技術協力事業団のほうに行政監理委員会あたりはクレームをつけるのではないかと思つておつたところが、それにはクレームがつかなくなつたのですが、最近の海外技術協力事業団の活動状況、どういふような仕事をしておられるか、おわかりでしたら詳細御説明願ひたい。

○沢木政府委員 海外技術協力事業団の事業につきましては、御承知のとおり、外務省に交付金それから事業を委託するための委託金と予算がございまして、総額はただいま国会で御審議をいただいております。総額の中で八十一億円でございまして、昨年度の予算額は六十一億円でございまして、そのほか通算省あるいは文部省、運輸省、農林省と、各省に多少の技術協力のための予算がございまして、それらの政府援助として実施いたします場合は、技術協力事業団に委託して実施いたしております。現在の業務といたしましては、やっておりますことは、海外からの研修員の受け入れ、これは現在約千六百人以上の研修員の受け入れをやっております。研修コースは現在八十二ございまして、それから海外に派遣いたしますのは、これはアフリカ、中南米も含めまして全世界に散らばっております。それが、これがやはり約五百名の規模になります。はじめ中南米あるいはアフリカにも一部建てておりますが、現在までにつくりました海外のセンターは約三十でございまして、その中で多少毛色の変わつておりますのは、東南アジア開発関係会議の結果として、東南アジア漁業センターという

ものの調査部門をシンガポール、それから訓練部門をタイに置いてありますが、これは東南アジア諸国全般を対象とした事業でございまして、二国間の取りきめに基づかず、多数国間協定に基づいていたしております。

そのほか開発調査事業といたしましては、メコン川総合開発あるいはアジア・ハイウェイ開発なんかをやっておりますし、機材供与は、研修生の受け入れ、専門家の派遣に伴いまして、約一億円に相当する機材を各部に配っております。

それから医療協力、農業協力、農業協力は約六億円、医療協力は約九億一千万円の予算をいただいておりますが、これでもってプロジェクトに対する協力ということから、一つのプロジェクトにつきまして多年度にわたって計画を立てて、毎年度その年度の分を実施していくという協力を始めております。特に、農業協力につきましては、融資はアジア開発銀行から融資をさせて、それでもってかんがい排水計画をつくる、そのまんなかにパイロットファームを建てまして、そのパイロットファームの技術指導は日本から行った技術者がやっておりますというふうな、国際機関の資金的な援助との協力のもとに技術協力をやっていくというようなこともいたしております。

それから、日本青年海外協力隊ということで、いわゆる平和部隊でございまして、現在約六百名の青少年が、アフリカも含めまして東南アジアその他の他派遣されております。青年協力隊は非常に相手国から評判がよいのでございまして、今後ともこれらをやっていくたい。

技術協力全般につきましては、欧米諸国がやっております技術協力に比べて、日本の援助予算のうちで比率があまりにも低いということで問題になっておりますので、今後大いに拡大していきたいというのが現状でございます。

○伊能委員 ところで、海外技術協力事業団とうたつてあつて、各省の技術的な協力援助を要請しておられることは当然だろうと思ひますが、事業団自体の技術的な機構というものがあつたのか。

すか。

○沢木政府委員 事業団自身は事務を処理する機構でございまして、事業団自身が技術を持つておるわけではございません。事業団は御承知のように運営審議会、それから顧問、参事、それで業務部門といたしましては総務部、計理部、国内事業部、海外事業部、開発調査部、農業開発協力室、開発技術協力室、それから青年海外協力隊事務局、そういうものに分かれております。

○伊能委員 法案に関連した質問はその程度にいたしまして、今度の法案の問題であります。国際資料部を「調査部」に改める。その理由として「国際資料部の名称を調査部に改めるとともにその所掌事務を整備し、並びに在外公館三云々とあらためてその所掌事務を整備する」という今度の改正について、どういう意図であるか、その点を一応伺ひたいと思ひます。

○佐藤(正二)政府委員 国際資料部に関しましては、かねてから地域別の政策以外に、地域にまたがりますような政策、たとえばアジアとヨーロッパ、たとえば中・ソ関係というふうなものについていろいろ勉強しておりました。一方長期的に企画というものがだんだん必要になってまいりました関係上、そういうものもそろそろ手がけておりましたわけでございます。したがつて、初めに国際資料部をつくりましたときには、むしろ前に申しましたその地域間の政策、企画というものが主であつたのでございまして、したがつて、非常に資料的な面が多かつたわけでございますけれども、だんだんそういう長期的な、企画的な面が多くなりまして、したがつて、こういうような名前に改め、一方、今度御審議いただいておりますが、「総合的な外交政策の企画立案に関する」というのを入れることに改めたい、そういう趣旨でございます。

○伊能委員 調査部に関連して——必ずしも関連してないのですが、外務省には文化事業部というのがあります。非常に活発に内外の文化の紹介、ことに日本の文化の紹介等をやつておられま

す。ばくらはしばしば外国に行つてみて、もう少しし各省間に総合性、連絡調整の部門があつていいなという感じがする。伺つてみると、いつもそうやつていふというのですが、実際には必ずしもそう田舎にいていふに思ふのは、日本の海外宣伝について、運輸省の観光部にしろ、外務省の文化事業部——たとえば、スイスのときは、運輸省の観光事務所をつくる、またまたいまのアルゼンチンの大使がスイスにおられて、非常にお世話をしてくださいました。したがつて、開設がたいへんうまくいって、相互の連絡がよくとれておる。こういうような事例もあるのです。全体を見ると、どうも必ずしもそういうように資料の相互配分の問題とか連携の問題とか、各般の改革という問題等についても何となくばらばらな感があるのです。こういうものを国内で常盤に連絡調整をとつたり、それが外地の出先機関に円満に指令されていくというふうなことになるばらばらな感があるのです。今後ぜひそういうふうな思つてお尋ねをするのですが、現状の関係、各省間の連絡等は、どういふようによつておられるのか、お伺ひしたい。

○佐藤(正二)政府委員 これは権限の形でございまして、私のほうの文化事業部は文化関係の海外に対する広報活動という形になっておりますので、実際の観光事業は私のほうではやつていないというところになっておるわけです。したがつて、その間の関係でございまして一応分かれておるのでございまして、御指摘のとおり、非常にダブつた点がたくさんあるわけでございます。したがつて、非常に密接にやらせるつもりでございますが、なかなかうまくいきませんので、御指摘の点は十分注意して今後やるようにいたしたいと思ひます。

○天野委員長 大出俊君。

○大出委員 外務省は、たいへんお忙しいところでございますが、実は予定のないところをきょう外務省とこうなりまして、いささか資料不足なんですけれども、しかし、なかなか機会がないわけ

でございますので、やりませんと会期末までいつてしまふと思ひますので伺ひたい。二、三問題点がありまして、一つは組織の規制措置をめぐる政治的な問題、また外交的な問題でございまして、実は私がおりますところは横浜でございまして、ここにスカーフ、マフラー関係の業界の、地場産業としては非常に歴史的なものを保持している方がたくさんおられるわけでございます。ちよつと当たつてみましたところが、生地関係をやっておられる方が三万人、メーカーというふうな形でやつておられる方が八千人、生地を染めるほうをやつておられる方が四千人、俗に捺染といつておりますが、捺染業の方が一萬二千名、水洗い、それから縫つております方が一万人、これだけで合計六万七千人、横浜市内だけでいふわけでございまして、手内職がたぶんございまして、それを入れると十万人をこしてしまふわけなんです。実はこれらの方々が、二十八種の包括規制のときに——私はここに翻訳したものを持ってきておりますけれども、入れられてしまつておる。ところが、これはアメリカ側にどうもマフラーという形で多少生産しているところはありますけれども、いわゆるスカーフ部類に関しては、旧来ともにアメリカはつくつていない。にもかかわらず、どうもこれは被害程度といつてみたところでは出るのはないわけですが、包括規制といわれるワケの中になるべくよい入れておいたほうがニクソンさんの立候補にあたる政治的、このことでのいいのだということ、こういう人たちが放り込まれたんじや、たまつたものじやない。そこらの問題点をひとつおきまして、今日のこの組織交渉の推移、吉野公使が、ケンドール私案についてならばいいのだという形のことを記者会見でちよつと云つておる場面がありますけれども、そこらのところを含めて、現状をまずお尋ね

いたしたいのであります。○愛知国務大臣 組織問題については、御承知と思ひますけれども、政府も非常に苦慮してあり

ます。

それから、現状を端的に申しますと、現在何ら進展はいたしてありません。これは他の委員会でもしばしば申したのでありますけれども、たゞいまも横浜の実例をおあげになりましたが、関係の方々が多岐にわたってございまして、そして日米ともに業種別組合あるいは地域別組合等がたゞさんございまして、そういう関係、それからまた大きな産業でもございまして、日米双方にいろいろの情報源がございまして、そういう点からいろいろの記事や情報が出て来まして、その中には正鵠を得ていないものが実は多いわけでございまして、政府間の話し合いというものにつぎましては、先ほど申しましたように、いまだ進展の状況はございせん。政府のつとめてまいりました現在までの態度は、昨年五月の、前国会当時の衆議院の超党派の本会議の議決、ごもっともな議決と政府も考えております。それで、途中は省略いたしますが、三月の九日付で——これは実はどこかにミスがあったと思ひますけれども、政府が発表されたわけにございせんが、大体覚え書きとして伝えられたことは、大体においてあやう筋でございまして、あれは日本政府としての考え方をいけば集大成して、かなりこまかく書いたつもりでございまして、それ以上になかなか基本的な考え方は政府としてはとれないわけでございまして、したがって、何らかのいわば話し合いが妥結できます場合においても、日本側としては、あの覚え書きのワクの中で始末しなければならぬ。それを飛び越えたようなことになりましては、無原則の妥協ということになる。そういうことはやりたくない。ところが、いま御指摘のように、これは非常に率直に申し上げるのですが、米側は、いわゆる包括規制というところに非常に御執心なんです。ですから、向こうさんがいわば言い出して、こちらに頼んできている問題で、こちらは受け身でございまして、受け身のこちらとしては、筋目を立てたものでなければ解決はできない。ことに政府の態度としては、その覚え書きにも示されてあ

りますように、ガットの精神、ガットのワクの中で、被害なきところには規制なし、一言にして言えそうでありまして、それから同時に、日本以外に多数の国々がやはり関係を持っているわけですから、これが日本の態度については、それらの各国も非常に注目をしておりますし、これらとの間のいわば経済外交といたしまして、非常に慎重に扱わざるを得ない。したがって、この種の問題の妥結をいたしますときには、ガット精神に基づいて、関係各国間との少なくとも終局的な話し合いと結果というものがなされなければならぬ。ごく概略申し上げますと、そういう考え方に立っておるわけでございまして。

一方アメリカのほうでは、やはり非常に強硬論が政界の中などにもあらわれておりますが、しかし、やはりアメリカの経済政策としては、ガットの大旗を掲げて、そしていままでも各国にも呼びかけてきたような原則もございまして、アメリカの中にもいろいろの意見が、こうやって長引いてまいりますと、出てくることを期待したいわけにございまして、いまのところ、しばらく率直に言つて、こちらとしても日米関係を悪くしたくはありせんから、あせつてはおりませんけれども、筋目を踏みはずすことはできませんから、じつとがんばつて、向こうの動きなども見詰めていく。したがって、いまこちらが対策を出してどうこうというようなことは、いまの段階ではまだやっておりません。こういうのが現状でございまして。

○大出委員 貴重な時間ですから、私は、幅を広げた話ではできるだけいたさないでありますけれども、それにしても一、二点、心配がありますから、承っておきたいと思うのです。

いままでの繊維規制問題がここまで来る過程を振り返つてみますと、これは大臣がよく御存じのとおりであります。六三年にこの対米繊維製品の輸出規制協定ができた。そして六八年にニクソン大統領が、立候補にあたって、毛、合繊等の製品についての輸入規制を明らかにした。これ

は意思表示でしようね。そこで昨年の五月にスタンズ商務長官が日本にやつてきて、ここで相当大きな問題が出てきたわけですね。そして十一月に佐藤・ニクソン会談が御存じのとおりのことになって、外務大臣もずいぶん御苦労になったわけですね。そこで十二月に米国の側から、毛あるいは合繊の輸入規制の第一次案が出てきたという経緯ですね。そして本年一月になって第二次案が出てきた。こういうようなこと。そして二月二十一日に規制品目二十八種類というものが包括規制の形で表に出てきた。こういう実は経緯があるわけでありまして、したがって、この経過をずっとたどつていきますと、この通産大臣その他のいろいろな御発言もございまして、そういう経過からいきますと、どうもどこかで日本側が約束を与えているのではない、長い経過がありますから。そうすると、その中心点は、やはり日米の佐藤・ニクソン交渉だろと思ひます。かつて業界を押えにかかったと客観的に見る時点では、業界内部の方々が私どもに言つておりましたのは、一つは業界の内容にうかつたという面が政府にあつたのではない。したがって、ある意味では、儀礼的に言つたのかもしれないけれども、何とかしてくれと言われて、よろしうございましてという意味の軽い返事をしているように受け取れる言ひ方ですが、私どもの耳に入らなうという場面が出てまいりました。したがって、そこらところが、どうも一つ疑問になる。これは方々で出てくる問題ですから、くどくどは申しません。したがって、もしそうであつたなら、あつたで、そのことがあつたということにして、しかし、それはこういういう意味なんだというのを明らかにして、しかし、今日の事情からいへば、そうはいかないということもまた明らかにして、正しく受け取れるようにしていただきたい。これがまず第一の点です。

それから第二の問題点は、ガットの語が出てまいりましたが、貿易の関税に関する一般協定、この十九条にからむ問題でございまして、十九条で

は、いま外務大臣は、被害なきところに規制なしと、こういう適切な表現をされましたが、まさにそのとおりですから、やはり被害程度の証明の要求をすることは当然しているわけですが、そうすると、もとへ戻りますけれども、つまり相手がつくつていない限りは、スカーフのようなものは、これは被害の程度もへちまも初めからないのでありますから、そういうものまで包括規制ということに入れるということ自体が、その以前にすでに政治レベルの問題がある、こうなつてしまふんですね。ですから、そういう扱いをすべきではないのではないかと。この点を二番目に承つておきたいわけでありまして。

そこで、もう一つ三番目に、時間がありませんから重ねて御質問いたしますが、吉野公使が記者会見をされた。三日のことでございますが、外人記者との会見で、暫定的に包括規制を実施するのだと思ひますが、これを政府案のレベルまで、つまりアメリカ政府のレベルまで引き上げるならば交渉の基礎になり得るということ——新聞の面から見ると、交渉の基礎になり得るという形の表現をされているんですね。これは皆さんのほうと無関係で言つたはずはないと私は思ひます。当時これはアメリカではそう大きくは取り上げられていなかった問題であります。しかし、それを、何か知らぬけれども、吉野公使が新聞記者会見で言うつたということから、いろいろ向こうの新聞を見ますと、ケンドール私案がその時点から浮きあが上つたという感じがする。これは、制限立法というものを由来から三百も出して、これを表に出しているから、そういうものに対する牽制ということをおねらいになつたのか、あるいは心底ケンドール私案のような形のものであるならばいいとお考えになつてお出しになつてゐるのか。これは非常に重要な問題ですから、この三点を、とりあえずお答えをいただきたいわけでありまして。

○愛知國務大臣 第一点は、日米会談との關係でございしますが、これは国会でいろいろの機会に總理大臣みづから証言をしておりますように、まず第一は、ある共同コミュニケには全然出ておりません。そして当時——やはり昨年の五月以来の問題でありまして、いろいろの経過があつて、當時は、ちょうどジュネーブの会談が始まつておつた時期でございしますから、まあジュネーブ会談も始まつてゐることだから、日米の間で非常に大きな問題になつてゐるから、なるべく早期に解決するように努力をしましう、こういう話があつたことは事実でございします。しかし、これは私、蛇足をつけ加えるようで恐縮ですが、その後の経過を見ましても、やれコンプリヘンシブとかセレクティブとか、品目がこうであるとか非常に具体的、技術的な問題でございしますから、いかに有能なるニクソンさんといひ、佐藤さんといへども、そういう点に入つて短時間に話ができるはずのものでございしませんし、私は、そのときに参加しておりますけれども、私と國務長官の間には、組織問題はほとんど、全然出ていなかったといつてもよろしいと思ひます。組織問題といううるさい問題があるなどというくらいは雑談的に出ましたけれども、私も政府の責任者の一人として、何らコミットしてゐる事實はございせん。

それから第二の、被害なきところに規制なしという点は、全くいまおあげになつた理由はごもつともなのでありまして、向こうに同種の品目がなければ、向こうの市場や生産が攪乱されるということはないはずでございしますから、したがつて、アメリカ側も、こちらが被害、被害と申しますから、資料を一生懸命出して、一生懸命努力はされたけれども、やはりその中には、こちらとしてはそれをそのまま受け取るわけにいかないものもございまして、こういう点はどうだ、どうだと言つて、資料等についての申し入れといひますか、こちらの希望あるいは要請は、その後もずっと今日まで続いてゐると言つてもあるいは言い過ぎではないと思ひます。

それから第三の、一番大きな問題は、暫定的云々というケンドール案でございますが、先ほど申しましたように、ケンドール氏は繊維の方ではないわけですね。ただいろいろの關係で、日本との經濟關係については興味と關心を非常に大きく持つてゐる人ですから、何か自分のあつせんできとまることができればという、きわめて善意だったと私は思うのでありますけれども、ケンドール案と称せられるものができたことも事実のようでございます。見ようによつてはなかなか苦心した案だということも言えるでしょうけれども、アメリカの政府筋は、これは自分らと何ら關係のないことだと言つておりますし、それからケンドール案というものを最初に見ましたのは通産大臣で、これは当然でございますけれども、通産大臣は通産大臣なりに検討いたしまして、この案ではまだなかなか問題があるという点を指摘し、私にも相談がございました。その状態が今日も続いております。

それから、申すまでもないことですが、けれどもアメリカ側がこちらに要請してきておるのも、自主的に何とか規制をしてくれということなんです。ね、方法論はともかくとして。こちらとすれば、もともと貿易管理令だとかなんとか法令の措置によつて、政府の行政措置としてやる意図は今日においてても全然持つておりません。したがって、業界が納得されるようなやり方でなければ応ずるわけにまいりませんから、これはどうしても、政府間のレベルでの話しものもちろん必要でございましょうけれども、日本側といましては、業界の意図というものが決定的な要素であると思ひます。

そこで、たいへん長い間いろいろの面で御心配をかけていて恐縮なのでありますけれども、私どもとしては、ほんとうに大事な問題ですから、かみそめにもまず役所の間でいろいろなことがあつてはいけなくて、私としては、通産大臣とも全く緊密一体に連携をとつておるつもりでございます。

それから、意見の一致なくしては政府として駐米大使館に訓令というものは出さないのが当然であるし、また出しておりません。先ほど申しましたように、ただいろいろの情報が流れるので、実は私も率直に言つて困ることがあるのですけれども、いま吉野公使の話もございましたが、吉野公使がケンドール案に対して賛意を表しているというか、これならばまとまるのかというようにことをするように話し合いを進めるようにということをごちらから言つたこともなければ、先方から私のほうにそういう意見が具申されたこともないわけでございます。しかし同時に、けんか別れになるのは最悪の状態だと思いますから、パイプは続けておるわけです。先ほど申しましたように、たとえば被害の事実がどうであるか、こういう点はどうかというようなことを中心にしたりして、窓口はずつと続けて持つておるわけでございます。そういう關係から、いろいろ周囲から見えておられると、何かそういうところでそんな話が出たのではないかという憶測なども生まれたのかと思つております。

なお、そういうものが新聞に出るたびに、当方
といたしましては、所在ないことと思うけれど
も、そういう真相でないことが世間に出ることは
一そう誤解を大きくするから、そういうことのな
いように、外に対する情報としては出す必要があ
るならば正確なことを言う、実は正確なところ
は、先ほど来申し上げておりますように、まだご
ざいませぬものですから、報道関係の人にもたい
へん迷惑をかけ、取材も困難だと思いますけれ
ども、ここは大事なところですから、新しいことが
事実起こらない限りは、これはやはり沈黙を守つ
ていることがこの際としてベストである、こうい
う意味の注意は与えております。そうやっており
まして、やはり皆さん御心配の問題ですから、
いろいろそういうこと、あるいはその他の情報な
ども伝えられることがありますことは、こういう
情報化時代のことでありますから、ある程度はや
むを得ぬことかとも思っております。

○大出委員　これは今週の「エコノミスト」にあるのですが、「輸出規制に春遠のく北陸機業地」などといって、これは確かに福井、富山、石川、あつちのほうに行きますと、たいへんな機業地ですから、まさに春遠のくという感じで非常な心配をたくさんの方がいたしておる。こういう時期ですらから、一番慎重にやっていただかなければならぬのは、政府それ自体だと思つてゐるです。ところが、とかく業界を押えにかかつてゐるようなくが、逆に受け取られる動きが出てきたわけです。通産にききようお見えになっておりませんけれども、逆に向こうを見ておけるのじやないかと思われるようなどころが出てきているようです。そういうときにまた吉野公使がものを言つてみたり、ケンドール私案は交渉の基礎になり得る、私はそれだけならそれなりに大臣が否定される、そうかといつて済むのですが、そのあとの新聞を見ますと、七日の夕刊ですが、これを見ると、サーモンドなるアメリカの上院議員が、六日、下田大使を招いて異例の書簡を手渡したといふのです。この書簡の趣旨といふのは、道義的に見て、沖繩を返したアメリカの好意に對して、日本が繊維の輸出規制で応じないのはけしからぬ、一口で言へばこういうこととです。このサーモンド上院議員のこの言ひ方に對して、自由貿易派の代表であるジャビッツ上院議員、この方がこゝでまた吉野公使のケンドール私案支持を表に出しておるわけですね。この声明が出ておるわけです。日本政府が国内繊維業界の反對を押し切つてケンドール私案に条件つき支持、これは吉野公使が三日、外人記者と会見したときの發言をこのように受け取つておるのですが、条件つき支持を与えたことをきわめて高く評価すべきである。したがつて、米政府最高首脳もこのケンドール私案というものを支持した吉野公使の考え方に歩み寄りを示すべきではないかといふ。そうすると、日本にいて日本の新聞を読んでゐる私どもが、おや、これはたいへんだと思う、それだけでなく、御当地のアメリカの議會を二分する自由貿易派、反自由貿易派という

ことになっておる両方からそれが出てくるということになると、これは言わなかったということにはならぬと思う。そうすると、これはもしいま大臣がおっしゃっておるとおりだとすれば、きわめて不向きな発言だといわなければならぬと私は思います。なぜならばこのケンドール私案は、非常に複雑な問題を、門外におる方が、私案として何がしかまとめたいくらの話でもの言ったやつをつかまえて、この一年なら一年で非常にゆるい規制だ、いわゆる第二次案から見れば、こんなにゆるいんだ、必要ならばその中に何品目か書けばいいではないかということなんです、ケンドールさんの言っていることは。しかし、これは大きな目で見れば、包括規制に間違いない。だから、その中に、二十八品目あるものが三品目か四品目になったにしても、じゃ、その他を含まないのかと言え、含まなくてはならない。特に必要があるものだけ書けというんですから、書く必要があったから書いたということであって、その他も包括規制に入ることには間違いない。そうすると、これは弱いところにはしわが寄るということだ、これは当然あり得る、こういうふうに見なければならぬケンドールさんの案だということになると私は思う。だから、そうすると、反面日本の業界にすれば、ここでその必要なものは書くんだというその何品目か、そのほかは品目規制の形にならないんじゃないのか。そうすれば、おれのほうは助かったわいということになって、業界自体の中が割れていく。このことは、日本政府が、そういう政策をお考えの上に立って、ケンドール私案に乗るがごとく見せて、業界を、早い話が分裂させて、たいへんとねじりはち巻きになるところと、いや安心してたところがあるということになって、足並みを乱そうという考えに立って、そこで飛び出したところを頭をなでるということなら別。そうではないとすれば、この吉野公使の発言というものは私は許せぬと思う。いま、大臣からおっしゃったことからすれば、こんなふしぎなことはいないと私は思うんです。まして心配している諸君から見

れば、そう受け取れる。そうすると、ますます問題を複雑にしてしまふ、こうなってしまう。そこらのところの、実はいま大臣の言っていること、それはそれなりにわからぬわけではないんだけれども、いま、三番目にお答えになったことからすれば、どうにもこれは納得がいかなぬわかれ方なんですから、このところ、もう少し説得力のある真意のほどをお聞かせいただきたいのです。

○愛知国務大臣　まず、いまサーモンドあるいはジャビッツという有力なアメリカの上院議員の意見のお話がありました、これは個人的な意見でございます。そして、これも報告が来ておりますけれども、サーモンド上院議員が、できれば駐米大使と会いたいということ、これは日本の立場を話すのに、また一つのいい機会だと思つたので、大いに当方の立場というものを主張をして、彼の意見を強く反駁したようでございます。ただ、こういうサーモンドという有力な人が、沖繩問題にまでからめて言うようなことは、非常に遺憾である、こういうことを大使からも報告が来ております。それだけやはりアメリカの国会の中でも、一面から見れば大きな問題になっているということはわかると思います。それから、この論議が済みましてから、帰るときに、あとで見ておいてくれということ、その手紙を見たから、こういう提案であつて、まことにこういう見解は困つたことであるということも来ております。

それから、ジャビッツ上院議員は、しばらく前ですけれども、ことしの二月ごろでしたか、日本に参りまして、私も一般的意見交換で会いまして、私との間では、組織問題はあまり出ませんでしたけれども、やはり組織問題はなかなか困つた問題だ、御承知のように本来自由貿易主義者だから、そういう立場から立って、いろいろ個人的な見解は言うておりましたので、私は、あなたのかねての持論の上に立って、日本の主張が正しいと思うでしょう、そういう考え方を、ひとつ帰られたら、有力な立場から、同僚あるいは党内の皆

さんにもぜひ日本の実情や、日本のわれわれの考え方を頼むから説得してくれと言つたのでありますけれども、なかなかこの人のその当時の意見というものは、通ることはむずかしい環境にもあるようです。これは、しかし、情勢判断の問題でございます。

そこで、その吉野君の伝えられる発言で、どうもこれは、ほんとうにぎつぐつばんに申しまして、そういうふうなことで伝えられるのは、私もしても遺憾に思いますので、そういう点は先ほども申しましたように、十分注意をさせますが、内容的にケンドール案を支持しているというようなことは、これは確かであります。ということ、は、かりにケンドール案として伝えられているものをこちらがのんだと仮定いたしましたとしても、向うがまとまるとは私は思いません、現状をもつていたしますと。そういう点から申しまして、これに賛意を表したというようなことを非公式にでも言うはずはない。これは私の確信なのでございますけれども、それはしかし、どういふ言い回しや、どういふ表現がどういふふうにならされたのか、そういう点にミスがあつたとすれば、これは今後十分注意をさせるようにいたします。そこで、いま後段にお述べになつたことは、私もほんとうに御同感なんですけれども、この機業界その他の方々に動揺がある。これは私の直接の担当の範囲ではございせんけれども、私の気持ちから申しますと、御関係の皆さんのお仕事、これはこのままやっておけばどんなに伸びていくかも知れません、その伸び方に多少の考慮を加えなければならぬことがあるかも知れませんが、しかし、現状においておやりになつてゐること、あるいはそれが程度程度の伸びをすることに、ついては、政府の立場におきましても、全力をもつてあらゆる知恵、才覚でもつてお守りをいたしますから御安心いただきたいということが私の気持ちでございます。本来、この自主規制のやり方は、業界の方々の御納得がなければやれないということと、それから、かりに業界は、先ほど申しますよ

うに、非常に広い範囲で、種目も多ければ、それから格差も相当ある、あるいは地方的にもいろいろな分布状況でございますが、おしなべて、どういふ方々に對しても、この正常な伸び方について、これを阻止したり、異常な害が起つてくるというようなことは、もう絶対にないやうに十二分にがんばりますから、その点はひとつ御安心をしていただいて、政府の立場につきましても御信頼をいただきたい。また、これが国会の御決議の趣旨でもあらうと思つて、また最近、参議院の商工委員会でも御決議が新たにできました。そういう経緯からいいますと、それらの点について、はほんとうにがんばつて善処したいと思つて、すので、そういう気持でありますことも御理解を賜わりたいと思つ次第です。

○大出委員　この辺でひとつ確認を求めておきたいと思つたのですが、そうなりますと、この吉野公使の三日の発言といわれるケンドール案支持を受け取れる発言、交渉の基礎になり得るという言ひ方、これは真意は、ケンドール案支持ではないのだ。言の葉、表現の上でいろいろ受け取られた面があるようにだけれども、つまりケンドール案支持ではないのだ、この点はいいですが。ケンドール案は、一〇％ぐらい来年度の伸びになるといふことと押えて、必要な品目を必要ならば書いていふことなんです、これは私は実際そうはならないと思つて、こんなことになつたらえらいことになりまして、したがって、これは私ははっきり否定を願つておきたいと思つて、よろしゅうございませうか。

○愛知国務大臣　先ほど申しましたように、これからどうするということは別にして、これからそれを基準にしてやることは考えておりません。そういう意味ではおっしゃるとおりでございます。ただ正確に申しますと、これは一見するとなかなかよく見れば相当なけんものなところがある、そういう私は認識を持っておるのと、それから、アメリカ政府側も、これはおれのほうのあれ

ではない。また、これがすでに新聞でもずいぶん報道されたから、いわんや、こういうもので——これはこちらと逆なんですけれども、こんなことでまとめられたら困るという、こちらと全然逆な意味で向こうの政府はコミットしております。こういう状況でございますから、そのケンドール案というのは、たしか、十一項目か十二項目、非常にこまかく書いてあるものですが、なかなかおもしろいところもあるのですけれども、なかなか乗れないという、そういう見方をわれわれはしておりますから、そういう意味でお答え申し上げておきます。

○大出委員 ところで、決してことばじりをとらえるわけではないのですけれども、よしんばケンドール案をのんだとしても、相手方が、というお話があったのですが、そのことをやかく言うのはありませんが、それとからみまして、大臣先ほど来おっしゃっておられる、あるいは旧来の筋からいきますと、あくまでも自主規制でやるということなんです。そこで被害云々ということになるならば、ガット十九条というものもあるわけですが、したがって、原則は、被害がないところに規制はないのだというのですから、もし相手方がこういう形で包括規制だなどというような場合に、それならばガットの筋に合わせて被害をということになるのは当然な筋、この筋をくずしてないということになると思うのです。そういうふうに理解をしてよろしいかどうかということ、いかがでございますか。

○愛知国務大臣 これは当初からの、昨年五月以来の私の態度でございます。そしてその考え方は三月九日付のいわゆるエドモワールにかなり詳しくつづつたつもりでございます。あのワクの中で何らかの妙法、手段がございますれば、これは受ける用意があるというのを言うたわけでございますから、このワクの中で解決をしたい、こういう考え方でございます。

○大出委員 そうすると、三月九日の吉野公使を通じて出した覚え書きがございますが、そのワク

の中で考える、旧来の線では、こういう考え方になるわけでございますが、そこで、そういう筋になつてきますと、まずまず私がいま取り上げておりますスカーフあるいはスカーフに類するハンカチーフ、こういうものについては、相手方が歴史的につくつていないのですから、私は横浜におりますので、業界の諸君は何せ六万七千からおりますから、何回も何回も外国視察に行つてきております。アメリカの事情も直接代表団から聞いておりますが、そういう意味で被害のあるはずはないと言つておられるわけですが、私もそう受け取つておるのです。にもかかわらず、これは包括規制の二次案からいきますと、数量その他まで中にうたつておるわけですが。

私の持つておる資料、昭和三十三年から昭和四十四年までのスカーフ等製品の輸出向け生産実績の推移という資料なんです、これを見ますと、確かに四十四年は少しふえておりますが、金額にして百五億七千四百五十四万四千円ですが、ざつと百億台です。四十一年が百七億四千二百萬、それから四十二年が百一億二千八百萬、四十三年が百五億七千四百五十四萬、こうなつておる。四十四年になりまして百三十八億という数字がここに出ておるのです。したがって、多少四十四年というところは上がつてきておりますけれども、横ばいなんです。この対米輸出をながめてみますと、ダースで出ておりまして、時間がありまじからこまかく申しませんが、ところが、この業界の大体六割ぐらいのところが対米輸出になつておる。ところで対米輸出の六割のうち、第二次規制の案でいきますと三八%ちよつと、約三八%から三九%の間ぐらいに押えるという考え方が出てきておるのです。そうすると、これは六割のうち三九%依存度があるところへ、その六割のうちの三九%足らずしか認めないということなんです。そうすると、まずまずスカーフ業界としては、極端ではないのです、現実につぶれてしまふといつて実差しつかえないと思うわけですが、しかもその被害がないはずのものに對して、そういう規制を包括

規制に入れてくる、まさに弱いところにしわ寄せだということになる。したがって、そのところをここで、現状進展を見てないという中で言うのは無理かもしれません。けれども、本来こういうスカーフ業界などを包括規制二十八品目の中に入れてくること自体が筋が通らないと思つておるのですが、そのところについて大臣どういふふうにお考えになつておられますか。

○愛知国務大臣 だんだんこまかくなりますと私も御説明できかねるところもありませんけれども、いまのような点は、被害なきところに規制なしという大筋のもとにアメリカ側に三月九日の覚え書きを出しますに至るまでの間にも、こちらとしては十分こちらの事情も説明をし、先方の理解を求めるように努力をしてきたわけでございます。それからそういう角度に立つての、何といひますか、いま交渉というものは行き詰まりなんですけれども、接触は続けておりますし、それから日本の業界といたしまして、従来アメリカに對しては非常に多くの關係を持つておりますから、業界自体としましてそういう点の先方の理解を求めようことは一生懸命の努力を、通産省と連絡しつづつておられるように私は理解いたしております。

○大出委員 これは第二次案でいくと千七百二十万七千五百六十八グラム、こういうことなんです。それが千七百三十三万六千八百七十七グラムですか、ちよつと三九%ちよつと欠けるぐらいですね。いま私ちよつと数字を間違つておりましたが、これを見ると対米輸出が六五%なんです。したがつてこれは、この業界にすれば、いま大臣おっしゃいましたが、どうしても納得いたしかねる中身ということになるわけでありまして、まして普通の状態でも少しは政府にものを考へていただかなければならぬと思つておるくらいなんです。

というの、昭和三十三年か九年か、その時点だと思つたが、家内労働法の審議会をつくつて、つくらぬという問題がありまして、私當時の

労働大臣にここでのいろいろ御質問したことがあるのですけれども、そのときにこのスカーフ問題が一つ出ておるのです。何しろ、フランスのシャンゼリゼのどまん中の高級店舗で十ドルと称するスカーフを売っている、豪華な店先で。十ドルですから三千六百円ですね。ところがある専門屋がそれを見て、一体これはどこでできたのだからと思つて調べてみたところメドインUSA。そこでアメリカまでわざわざ行つて調べてみたところが、アメリカはフランスに三ドルで輸出しているのです。ですから千八百四十円です。アメリカはフランスに千八百四十円で輸出したら、フランスはシャンゼリゼのどまん中三千六百円売つていたわけですから、ところが、三ドルで輸出しているそのスカーフは、実は日本からバイヤーが買つてアメリカへ持つていって、メドインUSAにしたわけなんです。ではそれはどこで買つておられるのだと調べたら、私の住んでおるすぐ足元の上岡のスクーフの關係の方々がつくつておつたわけ、それでは、これはアメリカのバイヤーに幾らで売つたのだと思つて調べてみた、何と一ドルまでいかない一枚三百円だ。それは三百円でバイヤーに渡した。アメリカはそれを千八百四十円でフランスに渡した、フランスはそれを三千六百円でシャンゼリゼで売つておる、こういう筋なんです。そうすると、三百円で渡したものが三千六百円になつておるわけですよ。そうすると、ジェットロなんというものもありまして、貿易振興会もあるわけですから、それは国というものがなければいけないですから、日本という国はあるのですから、そういうばかげたことを旧来なぜしてきたかという問題が一面ある。

しかし、それも商売だから、そのルートしかないのだといつてしまふばそうかもしれないが、この六万七千人に及ぶ方々の企業を見てみると、労働条件も非常に悪い。いまそれでもよく努力されて、裸電球のぶら下がつておる中で、三十万とか五十万とか七十万とかいう資本金で家内労働をやつておるのです。スカーフのふち縫いだとか巻

き縫いだとかいて手内職をやる。それを十年やっていると目がしよばしよばしてしまふような形でやっている。だから単に経営者の皆さんがもう少ししっかりしてくれなければならぬというところではなく、経営者も一生懸命、家内労働で経営者がみずから先頭に立って必死になって仕事をしているのです。それが買いたたかれていく。だから、そこで働く従業員——この間、私永年勤続者表彰式で招かれて行つてみたのですが、長年たいへんまじめな労働をしながら、かつ高い賃金でないところで苦勞してこられてる方々、御婦人もうんといふのですけれども、一ぱいです。よくこんなに長い間やってきたなということになる。しかも輸出の分野から見ると、地場産業としては相当大きなウェイトを占めてる。こういうわけですね。だからそういう三百万だなどという事になつてゐる。しかも片方で三千六百万で売れてゐるということになつてゐる。このあたりはこういう規制問題がなくとも当然考へてあげなければならぬ筋のもののだらうと私は思つてゐるのです。ですから、そういう意味では、この種のもの、何がどう間違つたにしても被害があるはずがないものを、どんなことがあつてもこれは規制品目の中に入れる筋合いのものではない。しかもここの数年來横ばいであつて、それだけつまり安定した消費者が現にアメリカにゐるということなんです。だから逆に言えば、この種のものが向こうに流れていかなければ、大きな立場から見れば逆にその消費者が困るということにもなる。しかももう一つの問題は、一年とか、あるいは半年とか——半年じゃありません一年規制、こうなつておりますが、そういう中小零細の企業に働いておる方、私もたくさん知り合ひがおりますけれども、この方々は、六五%対米輸出があるものを、もし六五%のうちの三八・何%に切られた場合に、人を放してしまつたら二度と再びこの職場には人は来ない。だから零細企業の経営者の方は家族ぐるみで一生懸命、何もよけい払えないけれども、大事にしながらん人情でつなぎとめてゐるの

です。それから、それを仕事の面でだめになつたから放した、さあ、あとは来やしない。そこで、もう少し機械のいいものを入れようという動きもあるのだけれども、資金という問題がすぐからんでくる。しかもみんな小さいですから、その意味の過当競争がある、こういう状態です。そういう意味では包括規制に入れるどころの騒ぎじゃなくて、入れるべき筋合いのものじゃ全くないということ、あわせてこの種の業界というものはそういう苦しい事情にあつて、かつ外貨をどんどんかせいでゐるわけですから、当然政府の措置が必要な面がそこにある、実はこういう事情なんです。そこらをつけ加えて申し上げまして、これは何がどうなつても大臣に、第二次案にあるような形にしていくんといふことはこんりんざいがないような御配慮をいただきたい分野だ、こう思ふのですが、一言御答弁いただきたいと思ひます。

○愛知國務大臣 いまお述べになりましたような状況については、私自身からも御説明したいくらいに全く同感でございます。そういう大きな、また特に先ほど申しておりましたように、繊維業界と一口に申しますけれども、実際は中小零細企業の方々にしわが寄つて、たいへんなことになるおそれの可能性のある問題であるということについては私なりに認識しておるつもりでございます。それから、いまのお話も御答弁いたしまして、この上とも大いにがんばるつもりでございます。

○大出委員 たいへん前向きに御答弁いただきました。ありがとうございます。通産省の三宅繊維局長さんが見えなくなつておられます。で、ちよつと念のために伺つておきたいのであります。ここに私持つております資料は、横浜商會が満場一致でスカーフとハンカチの規制反対の決議をいたしまして、自治法に基づきまして意見書を関係の筋に差し上げるといふようなことを横浜商會がやつておるわけでありまして、それに關連して代表が通産省その他にお願いに参りました。通産省の生田豊朗さんという通商局の市場第一課長さん、この方にお目にかかつていろいろお

話を聞いた、御意見も聞いた。この中で通産省が言つておられますのは、通産省としては筋の通らぬ妥協は全然考へてないという意味のこと、それからガット十九条による米側被害の証明を要求しておるといふこと、そしてあくまでもガットの場でお互に交渉する、米側が違反すれば報復措置も考えられる、こうお話しになつたわけですね。ここで報復措置であるわけですが、この考えがいまお變りになつてないかどうかという点と、旧來織維規制問題などは貿易の自由化との関係もいろいろあつて、大平さんの時代からいろいろな腹づもりもあつたように、私も何べんか質問いたしました。承つておりますが、そこらのことも含めまして、ここで報復措置と言つておられるので、ここらあたりのこと。

それから二番目に、米側の輸入規制立法はどうして成立しないであろうという見通しを述べておられる。過去五年間に三百件の輸入規制法案が出してあるが、現在までに一件も成立してないといふことを基礎にして、成立しそらない、どうしていしないだろうという見通しをお立てになつておる。

三番目に、かりに立法が成立するにしても、米國の為替制度、貿易制度その他の諸制度がきつめて自由化されてゐるので、やっかいな問題を誘発するおそれがあり、実効を奏するようにはいかないと御見解を代表の諸君に述べておられる。これは代表の方々がまとめて書いて印刷したものでありますから、多少の食い違ひはあるかもしれませんが、さういふ筋のものを考へ方をいまでもされておるかどうか。どうもスカーフ等につきましては、外務省の皆さんよりも通産省の皆さんのほうが少しあたかみに欠けるところがあるのではないかとこの話で最初流れた時点もあつたのですが、そこらを含めまして承つておきたいのであります。

○三宅政府委員 私の不在のときに陳情の方がお見えになつて、繊維局及び通商局に参られたことは事実でございます。通産省といたしましては、

さつき外務大臣が答えになりましたように、筋を通し、またインジュリーがないところに規制があつてはならないという方針は外務省と全く同意見でございます。

報復措置云々の点は、実にデリケートな問題でございますが、おそろく担当課長は、もし向こうが輸入制限をやれば当然ガット上の権利といたしまして、向こうがコンベンションを払うなり、あるいは輸出側が対抗措置の権利を留保するものである、こういうことを述べたのではないかと申します。ガットのルールの解説であつて、それ以上国会の場で、デリケートな問題でございますから、私としては発言を差し控えておきたいと思ひます。

○大出委員 そうですね、大臣、宮澤さんではないわけでございます。どうもこのあたりはまだこまかく中身があらまされども、いろいろ申し上げると局長さんお困りになるかもしれないから、デリケートな問題であるから、それ以上この席では、こういうお話をすから、それを私も承りたしまして、通産大臣おられるところで大臣の政治的な発言を承るということにさせていただきますと思ひます。実はその中身を聞きたいのでおいていただいたのですが、びしやつといふ封ぜられましたが、私もそういう意味では無理はしたくないと思ひますので、御足勞をかけて恐縮でございますけれども、その程度にさせていただきますと思ひます。

これは通産省の宮澤さん以下の皆さんが、この問題の最初の雲行きがいささか心配になる面を感じられる点があつたわけでございます。そういうことはいない、外務省の皆さんと全く一緒だ、こういうお話でございます。そのように理解をしておきたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

○三宅政府委員 外務大臣と通産大臣、いつも緊密な連絡をとつておられるようでありまして、私も外務省の事務当局とはいつも緊密に意見交換をしております。

○大出委員 それでは時間がございませんので、先ほどの愛知外務大臣の御答弁を多量に読んでいただきまして、いまの問題を終わらせていただきます。

そこで二番目の問題として簡単に御質問いたしますのでお答えいただきたいのですが、この間本会議で、外務大臣に国連協力という点について私のお考えを承ったわけですが、実は中身が非常にこまかいものがございますが、本会議でそこままでの言うことは省略させていただいたもので、そのところは省略させていただきますので、来月の十二日ごろですか、お見えになるようでございますが、外務大臣が昨年国連連合の会議に出かけの際に、外務大臣演説という形で国連強化案の趣旨をお述べになつておられるわけでございますけれども、そこらに於いて、一体国連強化とは具体的に言うところと大筋どういふことになるのかという点をまずお答えいただきたい。

○愛知國務大臣 国連強化ということについては、申し上げるべく長くなりますが、簡潔に申し上げますと、まあ私の気持ちには、平和憲法というものが日本の国内はもちろんでありますけれども、私の見ておられるところでは相当国際的にも定着してきたように感じられます、日本の外交姿勢として、したがって、いろいろ御議論のあるところでございますが、いさゝか国際緊張の緩和、そして平和への戦いというところでこれだけ実績をあげてきた、その底には徴兵しない、海外派兵もしない、非核三原則を守つていく、私としてはこういうことに簡潔に表現されることだと思います。そういう基礎の上に立つて、こまめでやってきました日本としては、その実績の上に立つて、こういう日本のやり方というものを国連の機構の中にもできるだけ反映していただきたい。そのためには、できれば日本も安保理事会というところへ——これは長い目で見ていただかないといけませんけれども、ひとつそういう意気込みで活動を活発にしたい、こういうふうな考えておられるわけでございます。

ところで、その国連に対して日本の力を發揮しようとしていけば、おのずから日本の義務ということも考えなければならぬのではないのか、これはそのとおりだと思います。しかし、その義務というものが、ことによると何か力を伴つた、たとえば軍事的な国際協力ということにまで飛んで考えられかねないものでなければ、そういうことは考えておりません、いま実は国連の機構も実にいろいろの機関ができておりますが、それらに対する日本の財政的寄与というふうなものを試みにとってみますと、とてもGNP第三位というふうな国としてはまことにさびしいような、まだ寄与しなければならぬ分野が相当あるように考えられますので、まずそういう点から日本の地位相応のコントリビューションをするというところが国連に対する協力の内容であつてしかるべきではないか。そして、そういう決意と実行の上に日本の発言権ももっと広く持たせてもらふようにしたい。

それから一方においては、軍縮の面におきましても、今度御承知のように、これもいろいろ過去に於いても議論があつたようでありまして、国連として一九二五年のBC兵器についての条約などについてもあらためて問題として取り上げられたわけですから、日本としても四十年あまり批准しないであつたわけですが、この際こういうこともおくれればせであるけれども、どの片づけていきたい。同時に核防条約についても、日本の主張であるところの原子力平和利用などについては、何といふますか平等の原則というものをやはり関係国の間に十分の理解と協力を求めたい。あるいはまた積極的な面では、世界的な問題になつております公害の防止というふうな社会的な問題等についてもすでにいろいろの面から協力を求められております。こういう点についても、こちらのそれに対する対応がまだ十分でなかつた。たまたまこういう時期に昨日のような大事件が起るというものはまことに情けない感じがいたしますけれども、こういう面でも相当にやはりコント

リビュートする面があるのではないか。大ざっぱに簡単に申しますとこういうふうな考え方でございますが、そういう基礎の上に立つて、実はウ・タン事務総長はもう一週間以内に来日するわけですから、彼とも十分意見交換をしてみたいと思ひます。

それからもう一つは、最近大きな問題になつてきつたありますが、いわゆる国際大学の設置の問題、これについても積極的に意欲的に日本への誘致ということも推進したい、こういうことも一つ考えの中にも描いておられるわけでございます、ただいままだ最終的に考えをまとめておりませんけれども、ちやうどいい機会でございますから、事務総長との間にも十分意見を交換いたしまして、そしてなお構想を練りまして、昨年緒論は一つ言つたわけでございますが、少しづつ具体論に入つて、国連に対するわがほうの体制というものをできれば本年の総会を中心にしていろいろと意欲的な展開をしてみたい。ちやうど二十五周年の記念総会に実は各国がどのくらい大統領とか総理大臣が出るのかどうかさだかでございますけれども、もうそういうことももちろん聞きながら、日本としても総理大臣が出席するとすればこういう機会も大いに活用してしかるべきではないか、そんなふうな私としては考えたわけでございます。

○大出委員 そうしますと、こういう筋になりましか。昨年の国連総会の代表演説で愛知外務大臣から国連憲章の改正というのを提起されたわけですね。そしてそこで日本が改正案を提出する用意があるということをお明らかにされたわけですね。その中で大ざっぱに触れておりますのは安全保障理事会の機構の改革と、そして安全保障理事会の常任理事国へ日本が加入をするという大體構想としてはアフリカその他を入れた十カ国くらい理事国をふやすのだらうと思つたのです。こういうことが中心になつておられたように受け取つておりますが、そこで問題になりましたのは、時期的には二十五周年でございます。したがつて、本年の国連総会に、国連二十五周年準備委員会

に、昨年の国連総会で愛知外務大臣がお話になつた国連憲章の改正、この改正案を文書で提出をする、こういう段取りでこれから進めていきたい、こういうふうな筋道はなるわけでございますか。

○愛知國務大臣 これからの段取りは大体こういうふうな考えていきたいと思つております。

まあ昨年の総会の終末した時点から顧みてみますと、たとえばコロンビア提案ということになつておりますが、ひとつ特別委員会をつくらせて国連のあり方を再検討したらどうかという趣旨の案も出ております。採択もされたわけですが、段取りをより最初はそういうムードといひますか、段取りをつくり上げることがまず最初であつて、そしてその案の内容等については、初めから日本の案といふものは、こまかいものを出すことも適當の場合もございまして、これはやはり多くの同志をつくらなければ、結局投票あるいは合議の腹案を持つておつて臨機応変にやつていけばいいのじゃないかと思ひます。それから憲章の改正ということになりまして、その一発勝負でということとはどういふ実は考えられないと思ひます。したがつて、機運をまずつくつて、同志の国をなるべく多くして、そして軌道を設定して、かなり長い期間かかることも覚悟しながら、またできることはできることとして実現するようにしていくのが一番堅実な行き方ではないか、こういうふうに考えておりますが、日本として自主的に一國だけで考えればこういうことが理想であると思ふ腹案だけは十分準備する必要があるのじゃないだろうか、かように考えております。

実は事務総長が近く来日する関係もございまして、から、いま国連常駐代表の鶴岡大使に帰国してもらひまして、この方針も含めて、どういふふうなアプローチするかという方法論についてもただいま検討を始めたわけでございます。そういう順序でまず手がけてまいりたい、かように存じており

分けて承りたいのですが、これは朝鮮の国連軍
がごいますが、それから国連待機軍と称するも
のが今日ありますね。国連軍とは一体どういう規
定が必要であり、さて国連待機軍というのは一体
ざいます。

すから抽象的になりますことを御了承いただき、
いのですけれども、要するに、もちろん先ほどい
前提として申しましたように、憲法というものを
最前提として、それが全部がぶつた考え方、それ
から現状をもつてすれば、たとえば現行の法令内
ということに、私は現在の時点では考えておりま
す。そうして、かりにいかなる——これはいま御
説明いたさめますけれども、監視団といふ待機軍

が、これはいわゆる在韓國連軍、これは憲章の第三十九条の安保理事会の決議に従ひまして、加盟国に対する勧告によつたものでございますが、これがいわゆる在韓國連軍で、これはこれが唯一のケースでございます。

同じくこの第二のカテゴリーに入るものとわれわれが考えておりますものでは、一九五〇年の終

ナダ、オーストリア、こういつた国々で、（将采国）連でもって何らかの決議ができて出兵を要請されるときか、あるいは出兵を勧告されたといった場合には直ちにこれにはせまじむということができますように、自国の軍隊の中に一部を国連のために供出す軍隊として設けている、これがいわゆる「国連待機軍」でございます。これが一応先生のおおげになりましたいろいろな国連軍の実際でございます。

ます。それから先のことは先ほども外務大臣がおっしゃいましたとおりでございます。

○大出委員　大臣、引き出しの中にまだないんだという実は先ほど御答弁で、私は一ぱい入って
おつて、かぎがかかっておるんじゃないかと思つ
ているんですけれどもね。それを門外不出にして
お出しにならない、こういうことだと思ふのです
よ。

だから具体的に承ったほうが早いと思うのであります。そこでの御説明でわかったわけでありますが、まず正規に国連軍といえ、いまお話しした国連憲章第四十三条、これでは、加盟各国は安保理事会と特別協定を結ぶわけですね。特別協定を結んで、国際平和、安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を提供することになる、こういうわけですね。この特別協定というのは国連発足以来今日ない。ないから、これをいま日本が考えるというようなことは、前例がないですからおそろくあり得ないと私は思っておりますが、という理解でよろしいわけでございますな。——皆さん全部うなづいておられますから、当然そうだろうと思ひます。時間の省略のために御答弁をいたさきません。

二番目は、これはいわゆる一般に国連軍といひわれているものです。三十九条決議、加盟国決議の朝鮮国連軍、これがあつたわけですね。一九五〇年の朝鮮戦争のときの安保理事会の決議ですね、これは、ここで派遣された、これは米軍を主力とするたしか十六カ国あると思うのでありますが、こういうものについて憲法九条との関係で理論論的にいってこれは当然派遣できないと思うのであります。そう解釈してよろしゅうございますか。

○愛知国務大臣　私もそう考えております。

○大出委員 そうしますとその次の問題、三点目でございますが、国連待機軍、先ほどちよつと四カ国とおっしゃったような気がするのではありませんけれども、これはカナダ、スウェーデンなど六ヶ国、これは国連の要請で出兵できるようにといふ意味の国内法なんですね。その場合にかつて権危

さんのときに問題になりましたが、**国連協力法**というような法律をつくってみたいかどうかというところが一つ浮かび上がっていた時代もある。私も質問したことがあります。その場合は一体どういうことになりますか。先ほど私は憲法というものを前提にしてものを承ると申し上げたのでありますが、いわゆる**国連待機軍**、つまり**国内法**でということ、こちらのところは御見解としてはどういうことになりますか、**憲法**との関係。

○**愛知国務大臣** これは少なくとも先ほど申しました憲法並びに国内の現存の法令、そういうことからいえば問題だと思います。

○大出委員 問題だという意味は、これは自衛隊法三条もありますね。これは明確な規定ですから、これをつくるといつても自衛隊法三条を手直ししないことには、よしんば憲法九条に違反しないという仮説が成り立つても、これはちよつと簡単に現行諸立法の中でつくるわけにはいかない、こういう性格のものであるうと思います。

それから国連緊急軍、これは予防外交といいますが、予防という意味でスエズ、コンゴ、まあ緊張すか、予防というわけですか、こういうところに送られているわけでありますが、これはつまり国連緊急軍、これへの参加ということは、これはどういうことになりますか。

○愛知國務大臣　これは、ですから、**国連緊急軍**なるものの性格、使命もとくと検討を要する問題だと思ひますし、これもまた御同様に、かりに憲法では可能であるとかりにそれも仮定いたしましたけれども、やはり法令上は問題があることは否定できません、と思ひます。

○大出要員 性格、使命、こういうことになりま
すといろいろあるわけですが、性格、使命
いかによつては考へる余地があるという点が出
てまいりますか。

○愛知国務大臣 常識的にいえば性格、使命によりますけれども、やはりいずれの場合でもこれは国内法令上の問題となるのではないかと、これはまあ常識的なお答えで恐縮でございますが、そう

○大出委員 まま性格、使命にはよるけれども、常識的な答へをもつてすれば国内諸立法との関係があつて困難である、こういうことになる。

それから国連監視団でございますが、これは停戦あるいは撤退などの監視、こういうものが目的で、御存じのとおりレバノン、西イリアン、イエメン、こういうのが派遣された先例がございますね。これらの点についてこういう法制局長官の答弁、これは四十年十二月二十三日衆議院の予算委員会です。法制局長官が、国連軍の形態はいろいろ

るあるが、国連のすすめによつて各国が武装部隊を特定の国に派遣し、その国の意思と責任によつて武力を行使するということになると憲法九条戦争放棄条項があるから無条件ではいとは言えない。レバノンのような監視団は自衛隊法上の問題はあるが憲法九条には違反しないと、こう述べている場面がある。この見解をおとりになるとする、まず手始めにと言つちやなん、という御堂がめ

国連の安保理事會に顔を出さないと、御意見がある、しかも国連憲章を再検討する委員會をつくらうというふうな御意思がある、コロンビアその他と一緒に。そうすると、何がしかやっぱり日本も国連協力の面で国連を強化しようという限りは、日本もそれに対して何がしかのことをしなればならぬということになるのは、これは理屈

の上からいえば当然なわけでございますから、そのうすると、この辺のところ、つまり国連監視団、こころのとこととの関連で、これは前に派遣といふふうなことを使われたりいろいろして、派兵はできないが派遣はできる、こういうふうな答弁を増田さんなしたことがあります、防衛庁長

官のときに。したがって、そこらのところが外務省として一体、ここまで御検討いただいている段階で、どういう御見解をお持ちなのかという点を承りたいのです。

○愛知國務大臣　まずそれにお答えする前に、私は国連に対して日本の地位を強化したいが、その強化するについては寄与することをもっと広げな

けれども、その書写ということはともすればけれはいいけない。その書写といふこととは、さういふやうな面でのみ取り上げられるきらいがあるけれども、そこにくく前に日本としてはまだ寄与が足りないところもあるし、こうした力を用いる——力を用いるということと語弊があるかもしれないませんが、こういう面以外に日本が積極的にものと協力する面がある、そういう考え方の上に立つて考えたいというのが、これは外務省としてあるいは政府の統一見解ではございませんが、私の考え方としてはそういうことでいきたいと思つております。

したが、やはり普通常識的に考えますと、いわゆる国際監視団というようなものが、これはその国連への協力といういま私の言ったような発想と必ずしも関係はございませんが、これは従来からしばしば論議されておったことでもありますし、それから幸いにしてベトナムの戦争状態が終結することになって、たとえば休戦協定ができたということによって、たとえこの種の問題はまた出てくる可能性

のある問題だろうと思います。そういった場合の
国際監視団というものがどういう性格、使命の監
視団になるか、あるいはその参加国の構成が、ナ
とえば自由主義国家群も共産主義国家群も多く
の国が入って、そうしてほんとうに平和を維持
するための限定された純粋の目的によってつく
られようか、あるいはそうではない場合というよ
うな、

場合にあるにせよ、たゞ場合によつて異なるいろいろな想定いたしますと、それぞれによつて答案が違ふんじゃないかと思うのです。しかしいづれにいたしたしましても、これまでの政府の見解は、まず法制局長官の申したことはこれ政府見解でございます。それから、いわゆる国際監視団といふことについて、それはさう問題ない、結果でなく

なかつたかとは思いますが、常識的に、たとえ国際監視団結成について財政的な寄与あるいは機械設備等の協力、あるいは、何と申しま

すが、兵隊の組織、軍組織ですが、これは、戦前の、ない程度の協力ということならば可能でございます。しようというのが従来の見解だったと思います。

これは、従来から政府がそういう見解を明らかにしておきながら、現在でもそういう考え方でいいのではないかと思ひますが、しかし、これはやはり基本的には、その監視団というものがどういう使命で、どういう構成で、そして日本に対して期待されるところがどうあるか、この程度ならいいかということによって、やはりそのケースによって私は違ふと思ひますが、くだいようですが、常識的にいへば、いま申しましたような見解でいいのではないかと思ひます。

○大出委員 締めくくりをしておきたいんでありますけれども、現行自衛隊法三条というのは、「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に應じ、公共の秩序の維持に當る」こうなっているんですね。だから、わが国を守るが主たる任務で、必要に應じてほかのものがあつた、それは公共の秩序の維持に限られてゐる、こういうことになるんですね。そうすると、この自衛隊法三条というものを正面から解釈すると、これは国連監視云々と言つてみても、この問題との関連で、これはほとんど掘り下げなければ、これは、うかつに、監視だからいいんじゃないかということにならぬはずだと私は思ふわけでありまして、この法制局長官の答弁というのは、まあ、どういふ経緯でこうなつたかというこの前後の状況はありますけれども、憲法九条には違反しない、と言つておられるのです、監視団ならば。ただここで、この自衛隊を、とこうなるとすると、自衛隊法三条との関係はあるが、こう言つておられるわけですね。このところ、実は外務省がいままで机の引き出しの中に、まだ入っていないとおしやるんだけれども、どうも入つていて、かきかかっているみたいで、中身を置くのほうから見ていますと、どうもこのあたりをひとつ持ち出して、この際、タレント事務局長が来る、もう少し国連内における日本の発言権を高めていこうという意思もあり、機

構の改革の意思もあり、安保理事国の数もふやして、そこに入つていこうという意思もあるということになると、何かそこに最小限度の協力度でブラアルファを乗せなければならぬという気持ちで動いて、外務省の皆さんのほうはそういう準備をずっと進めてこられておる、こういうふうな受け取るわけですよ。私が聞きたいのはそのところを聞きたいわけなんでございまして、旧来こうであるというの、私も知つておるのですけれども、どうもそうではないことをおやりになつてゐるから、たまたま新聞にばかつと出てみたり、あるいは出させてみているのかもわかりませんけれども、あげたアドバルーンというものを考えながら、最近外務省、なかなかきめこまかくやつておられますから、そのところを外務大臣に率直に承つておきたいわけでございます。

○愛知国務大臣 まず第一に、ウ・タン氏が来られるときの、こちらが用意しつゝあるところの相談をしたい、懇談をしたいという中に、この問題はわがほうとしては全然入れておりません。これがまず一つでございます。

それからもう一つは、私冒頭に申し上げたつもりですが、現行法令内ではこれは考えるべきものだ、私はさように考えております。

そこで、監視団のでき方いかんによつて答案も違ふと思ひますけれども、やはり何らかの形で自衛隊として参加をするということであると、私は法令上問題があると思ひます。つまり、問題があるというところは、改正の必要があるんじゃないかと常識的に考えるわけでございます。

私、実は本会議で申し上げたとおり、私としてはまだそこまでの検討はいたしておりません。しかし、国際監視団というふうな点についての研究を常時しておく必要がございますから、かりに外国側あるいは国際会議等から要請があつた場合には、こういふ点の問題点である、応ずるとすればこういう点を改正しなければならぬというふうな研究を事務局でするのは私は当然だと思ひますけれども、それを改正してまで協力す

べきかどうかというところは、これはやはり政治的判断であり、内閣として決定しなければならぬものであります。そういう意味におきまして、その一員である私としては、全然そういう点はまだ考えておりません。

○大出委員 そうしますと、はっきりしてしました、ウ・タン事務局長がおいでになる。そこで国連強化の相談をされる。それは先ほどお答えになつてゐるわけですが、それもようやくいふはつきりしてきたんですがね。

先般もちよつと承つたのですが、そこまでの御答弁がなかつたのですけれども、コロンビアその他とも協力してこうするといふところまでいつた。そこで、いま、微妙な発言なんですけれども、私の勘ぐりかもしれませんが、ウ・タン事務局長と相談する中に入つてないが、この問題はある。どこにあるかという、大臣としては検討しておられない。しかし、事務局は、何が起つて国連から要請があるかわからぬのだから、常時検討しておかなければならぬ問題だ。つまり事務局の検討しておられる案はある。ここまできたわけですよ。ただ、しかし、その案を表に出すにあつては、いかなる性格の監視団であつても、どうも自衛隊と名がつくものを行くとなつと、これは現行自衛隊法三条等とからむ。うなると、法改正その他、もう一つつけなければならぬことになる。だから、そこまでのことを考えて、そこまでの協力、つまり、もう一つこの法律にくつつけて、法改正になります、それまでして協力をしなければならぬかどうかは政治的な判断の問題だ。外務大臣としては、個人になるのでしようね、政府としてでないと思ひますけれども、いまのところそこまでは考えてない、こういうことになりませんか。——そうすると、事務局案、これはいろいろある。世上伝えられるようなものはある。が、しかし、それを表に出して、法改正に持ち込んでまで協力しなければならぬかどうかというところは政治的判断である。ここまでき

ているというわけですね。そういう理解でよろしいですな。

○愛知国務大臣 私は、大体そのとおりだと思います。率直にお答えしているつもりであります。ただ、もう一度繰り返すようですけれども、現在監視団というものは、現実の問題として出てゐるわけではございません。それから、ウ・タン氏は、われわれといふいろいろ意見交換をしてみたいという姿勢で来つてゐるわけですから、国際監視団とか、日本にそういう面での協力を期待して、そういう話をしに来るというのでは全然ございせんし、こちらでもその応酬ぶりには考えてもおりません。同時にまた、積極的にこういう意見を持つてゐるというところを固めておく必要も何にもないことだ、私はこう考えております。

ただ、御承知のように、かつてこの国際監視団の問題については問題になつたこともありますが、先ほども申しましたように、幸いにしてベトナムの休戦といふようなことがまとまれば、またこの種の問題は出てくる可能性があると私は思ふのです。そういう場合のわがほうの態度といふものは、いろいろな想定のもとに研究して資料をつくつておくといふことは、外務省として非常に重要なことだと思ふのです。そういう限りにおいて、いろいろの資料といひますか、調査したものがあるし、それでいていなければならぬことは政治的判断の問題でありますし、この点は、政府としてそういうことは考えておりません。私ももちろんでございます。

○大出委員 新聞に間々出てまいります事務局が検討しておられるということについて、やはりそれなりの心配もありまして、片や中曾根さんのほうがだいたいお元氣だしますので、その微妙なところまで聞いておきませんと、なかなかどうも心配になる面が抜けません。引き出しに入つてないといふしきりにおしやるのですけれども、かきをかけていて、大臣は検討していない、こういうところであらうと私は思ふのです、それらしい御発

言でございましたから。ただ、現時点で、ウ・タント氏が来るという段階で、大臣としては、そこまで考えていない、こういうようなことだと思ふのですが、これは今後の問題に残したいと思ひます。

そこで最後に、いまの問題の締めくくりでございますけれども、ベトナムの云々という話も出ましたが、どうやらインドシナ半島全体をながめていて、ラオスの問題ありカンボジアの問題あり、シアヌーク追放の問題があり新政権誕生の問題がある。そして、第二次インドシナ戦争などということになりはせぬかという心配がある。これが南側で起つてゐる問題でありまして、もう一つ、周恩来中国総理が朝鮮民主主義人民共和国に行つて金日成氏と会つてゐる。日本の軍事費の増大なりあるいは中曾根さんがいろいろ言つておられる問題なりについて相当激しい非難をしておられるわけでありまして。日米共同声明というものの対する対抗措置のようにも受け取れる発言がある。中にあるわけでありまして、こういう状態の中で、まずインドシナをめぐる問題について、外務大臣のお立場で、世に一般に第二次インドシナ戦争になるのではないかと、そして国際的な各種の勢力が非常に入りまじつてきておる、CIAが雇ひ兵を送つてゐるなどということも中に入つておる、そういうふうなことをどう現時点でとらえておられるのか、ひとつ簡単に結論的に述べさせていただきます。

○愛知国務大臣 あまり樂觀的に見るわけにはいかないと思ひますけれども、しかし、たとえばラオスにおきましても、プーマ首相とパテトラオとの間に一つの話し合いのパイプができたようにも伝えられております。それからカンボジアにおきましても、さらに米軍の増援を積極的に求めて力によつて対決をしていくというふうな配が顯著にも見られませんか。やはりできれば話し合いというふうなやつで何とか静穏を保ちたいという努力が払われつつあるようにも思ひますし、ラオスにおきましてもそういう思ひますけれども、

も、このプーマ政権自身が、一九六二年のとき状況を見てみましても、いざ中立政権であります。それからカンボジアも、今度のロン・ノル政権も中立平和主義という、前内閣といふか前の政権の政策を踏襲してゐる。おそらくはこれらの国民の双方ともに、戦いによつて事をさらにエスカレートするということは望んでいないと思ひます。ですから、私は、これらに直接、間接に關係してゐる大國が、そういう気持ちで十分体して、誤つた対策に走らないように期待し、かつ、日本といひましても、特にラオスのようなところにおいては、イギリスとソ連が共同議長國であるし、こういうところに対してかねがねやつておりました、実は三月になりましてからも、政府としてもできるだけそういう方面にも手を回して、平和が維持されるように要請もし、努力をいたしておりますが、情勢は流動的でございますから、冒頭に申しましたように決して樂觀は許されませんけれども、ベトナム戦争の経緯に徴しましても、これがインドシナ半島全体にエスカレートするようなことは絶対に避けたい。日本としても何か妙手があれば、その方向ならば何でも協力をしたい、こういう考え方でおります。

○大出委員 私、こういう問題こそ、やはりある意味では超党派という立場で、第二次インドシナ戦争などという第一のいがい経験もあるわけでありまして、いまお話しの大國の複雑な關係がからみ合う、そのことがアジアにおける緊張をエスカレートさせる面も、一つ間違えれば出てきかねない。いま大臣が分析をしておられるのは、どうも必ずしもエスカレートする方向にはいかないで話し合いの場を求めてという形で推移していくのではないかと、こういう分析をお持ちのようでございますけれども、こればかりは、必ずしもそうなるかどうかは、相手のあることですからわからなない。したがつて、それこそそういう意味で拡大をさせないという形の努力を国会なら国会の場を通じてもあえて明らかにする必要がある時期ではないかという気が私はするわけでありまして。そういう

う呼びかけぐらいは政府のほうがして、それこそそういう平和努力をする。國連の平和という面に立つて機構改革とまでお考えになつておるとすれば、なおのことと思ひます。最後に、いまの問題についてその御見解をいただきたい。

○愛知国務大臣 そういふ点に対しては、非常にごもつともな御助言をいたしまして、まことにありがたうございまして。その方向について、政府は政府なりの努力をしてゐるつもりでございますが、いろいろの点で建設的な御意見や御教示にあずかれば、たいへんしあわせに思ひます。

○大出委員 三点目の問題は、これはわずかの時間ですけれども、どうも基地問題に關する情報、政府の皆さんの側で非常におそいという気が私はする。あるいは知つていて黙つていられるのかもしれないが、たとえばこの間私が本會議でちよつと触れました横浜岸根の野戦病院の問題なんかも、実は基地に働く方々のほうに、アメリカの軍人その他と一緒におりますから、直接入つてしまつてゐるわけですね。話が出ちゃつてゐる。それを幾ら県の渉外当局に言つても、政府から何とも言われてない。政府に聞いても、知らないと。年じゅうそうですね。だから、長年つとめておる人を首を切るといふ時点がくるというのに、政府のほうはさつぱり新情報が入つていなく。この間も中曾根さんが、どうもそういうことのようにですというお答え、はつきりしてゐるの。それで、やはり間接雇用という形で日本政府が使用者なんです。非常によろしいことになつてゐるのではないかと。この間、私は、リーサー証言をとらえまして、陸軍の太平洋地域における輸送の補給基地等を中絶したいといふ一説がある、そこをどうも、簡単な御答弁をいただきたい。したが、あれの波及効果といふのは方々にも出てきてゐる。そこらのところを総合判断をした場合に、防衛庁に言へば、窓口はやはり外務省になつておつて、いろいろまだ具体的に入つてきてない、こういう言い方をされる。そこらをはつきりしていただきたいと思います。ますますつて混乱を

する原因をつくつてしまふというふうな思ひわけでございますが、早く手が打てない。これは一体どういふわけになつてゐるのか。つまり、皆さんのほうから積極的な、どうなるんだ……この間は、アメリカ議会の証言をその部分読んでみたとおしやるのだが、単に読んでみるのではなくて、東郷さんがまた、安保条約のためえなどから、台湾地域まで含まれる、極東という定義もありますから、受け取りたいという答弁をされましたが、それだけではなしに、具体的に米の次會計年度にほとんど具体化してしまふような証言まであるわけですから、具体的にどうなんだということを積極的に向こうに言わなければならぬ責任が、雇用主である政府という立場からすれば、あると思ひます。そこらところを一体どういふふうにお考えになつてゐるのかということ承つておきたいのです。

○愛知国務大臣 そういふ点については、私もかねがねから隔靴搔痒の感を感じておりました。一つは、これは御承知のように、いま国内にも外務省の出先官庁を全然持つておりません。基地の關係は直接には防衛施設庁ということになつております。そういう關係もございまして、そこでまず大もとから切り開いていこうと思ひまして、幸い中曾根君が防衛庁長官になりました、同様の感じを持つていて、そこで外交防衛協議会ということを始めまして、少なくともわれわれの間では、非常に大きなボリシーの問題はもちろんだ大事なことですが、それ以外に、日常のいまお話しになつたような点についても、相互理解、連絡が、最近私は非常によくなつたと思ひます。私どもは向心して防衛庁あるいは施設庁にどんどん連絡をよく、向こうからの情報もどんどん私どもに入つてくる。こういうことによつて、私のほうはディープロマチックチャンネルを通して折衝をしますし、それから防衛庁は、これは長官としてはしるべき、在日米軍の最高幹部との接触がございまして、そういうルートができるだけ活用しまして、率直にいま申しましたのですが、從來ほんとうに隔靴搔

に出したのには惜華が非常におろく下 全内急ム
間だったからというわけです。じゃ本年に入つた

われのほうとしましてはさっそく米側とコンタク

薬庫としては閉鎖の状態になるのではなかろう

ども、昨年の暮れになって、そういうような特に

短期であつて暮れであることから、特例としてこれは実施いたしましたわけでございます。

そこで、それではその特別給付金自体をやしたかどうかというようなことも論議されようかと思ひますけれども、この特別給付金の二十七万、二十四万というのに改正いたしましたのが去年の四月でございまして、ちょうどきようあたりで一年とございまして、実は過去六年方低かつたものを勤務年数に応じて約三倍から六倍にしたというのが昨年の改正結果でございまして、そこからまだ一年しかたつていない。それに、それを改正する理由が、やはりこの大量の人員整理が見込まれるというような事態を予想してあらかじめ対処しておこうではないか、こういう趣旨でございましたものですから、そこでこの際一カ月を全員に支給するというようなことについてははなはだ困難ではないかと思つております。

そこで東京、神奈川、福岡、青森等の離対センター等に対しては、これは中高年層の離職対策について、従業員の側の身内といひますか、身近な方々が親身になつてお世話するという趣旨に着目いたしまして、今年には四十五年度予算で、わずかではございますけれども、四カ所に対して七百万円の補助金を計上して予算成立を待つて支給するという手はずにしております。

以上でございます。

○大出委員 本会議の質問のときの中曾根さんの御答弁が、昨年は年末であつて忽々の間に行なつたということもあつて一カ月分特例措置をとつた、したがつてそれを全体に復活をするということは政府として非常に困難である、ただし御指摘の趣旨も十分わかりますから、私としても精一ぱいこの努力をする、こういう趣旨の御発言でございました。実は総理に質問をしようと思つて原稿を書いたのですけれども、総理に質問をして総理が困るとおっしゃつてもらうと、かつての公務員賃金みたいにまた閣議決定をくつがえしたというようなことになつてしまうものですから、そこで

質問の寸前にそこを中曾根さんにかえたのですよ。だから中曾根さんとしては、政府としては非常に困難だ、だが私は事情がわかるから努力する、こういうことになつておるわけですね。したがつて、そこをここで事務的に詰めてもつまらぬから……。

○長坂政府委員 ちよつと。そういうような先日の中曾根大臣の御答弁の趣旨も私どもに下がつておりまして、雇用安定法関係等も含めまして、その他離職関係も含めまして目下検討しておるところでございます。

○大出委員 それでは、これは中曾根さんがそういうふうにお答えになつておられるわけですが、政府全体としては非常に困難だという前提がついておるわけでありまして、政府全体として困難でないようにわれわれが努力すれば中曾根さんの言われる趣旨が生きてくるということになるわけでありまして、これからそういう努力をさしていただくということで、きょうのところはおしまいにさせていただきたいと思います。たいへん長い間どうもありがとうございました。

○天野委員長 次回は明日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十四分散会